

「生活困窮者自立支援制度及び
生活保護制度の見直しに関する最終報告書」
(社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会)

参考資料集

令和5年12月27日

生活困窮者自立支援制度の体系

R6年度予算案：531億円
+ R5年度補正予算：30億円



来所
訪問

包括的な相談支援

本人の状況に
応じた支援

◆ 自立相談支援事業

- 全国907自治体で1,387機関
- 生活と就労に関する支援員を配置したワンストップ相談窓口
- 一人一人の状況に応じ、自立に向けた支援計画を作成

再就職のために
住まいの確保が必要

◆ 住居確保給付金の支給

- 就職活動を支えるための家賃費用を有期で給付

緊急に衣食住の
確保が必要

□ 一時生活支援事業

- 住居喪失者に一定期間、衣食住等の日常生活に必要な支援を提供
- シェルター等利用者や居住困難者に一定期間の見守りや生活支援

住まいに課題があり
地域社会からも孤立

□ 就労準備支援事業

- 一般就労に向けた日常生活自立・社会自立・就労自立のための訓練

就労に向けた
手厚い支援が必要

□ 認定就労訓練事業

- 直ちに一般就労が困難な方に対する支援付きの就労の場の育成

家計の見直しが必要

□ 家計改善支援事業

- 家計を把握することや利用者の家計改善意欲を高めるための支援

子どもに対する
支援が必要

□ 子どもの学習・生活支援事業

- 子どもに対する学習支援
- 子ども・保護者に対する生活習慣・育成環境の改善、教育・就労に関する支援等

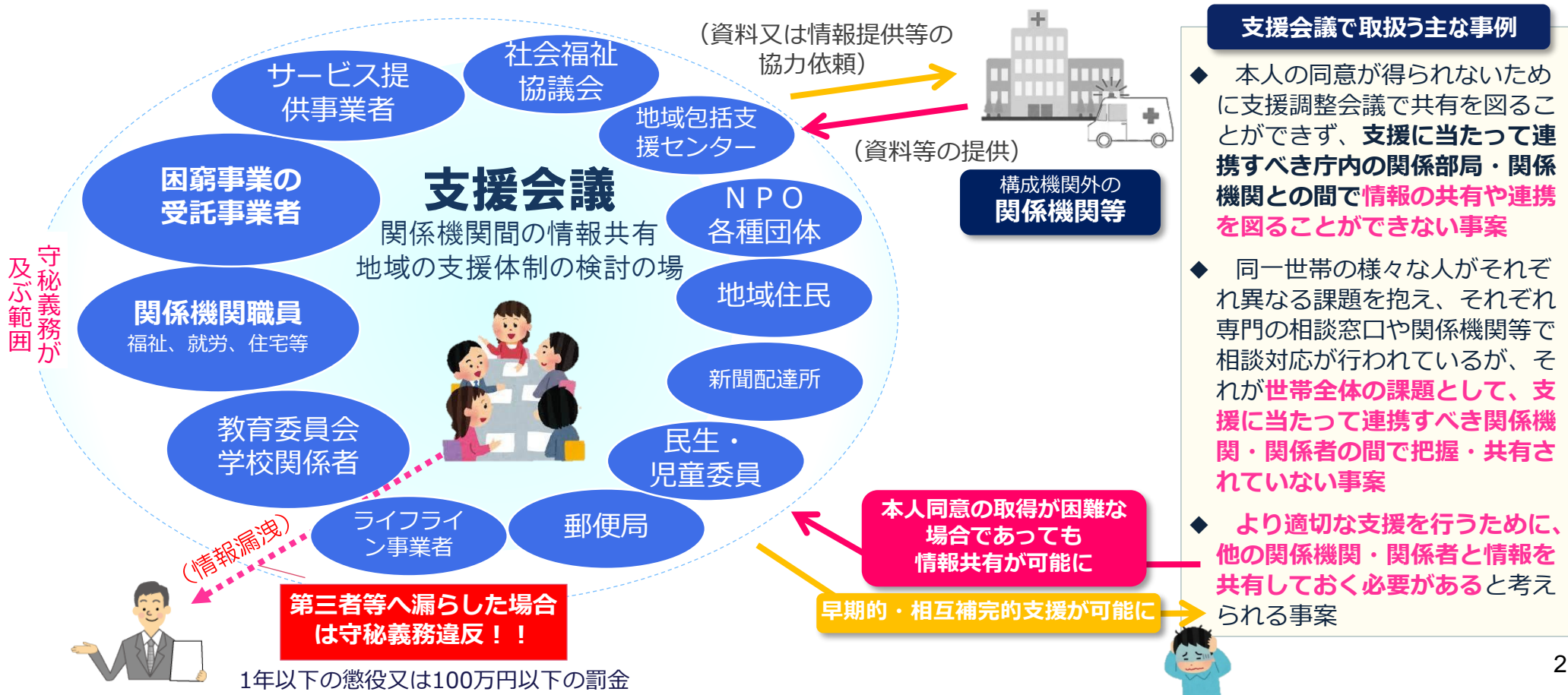
生活困窮者自立支援法に基づく支援会議

目的

- 関係機関の狭間で適切な支援が行われなかった事例の発生を防止
- 深刻な困窮状態にある世帯など支援を必要とする人を早期に把握し、確実に相談支援につなげる

会議で行うこと

- 地域において関係機関等がそれぞれ把握している困窮が疑われるような個々の事案の情報の共有
- 地域における必要な支援体制の検討



支援会議で取扱う主な事例

- ◆ 本人の同意が得られないために支援調整会議で共有を図ることができず、支援に当たって連携すべき庁内の関係部局・関係機関との間で情報の共有や連携を図ることができない事案
- ◆ 同一世帯の様々な人がそれぞれ異なる課題を抱え、それぞれ専門の相談窓口や関係機関等で相談対応が行われているが、それが世帯全体の課題として、支援に当たって連携すべき関係機関・関係者の中で把握・共有されていない事案
- ◆ より適切な支援を行うために、他の関係機関・関係者と情報を共有しておく必要があると考えられる事案

自立相談支援事業

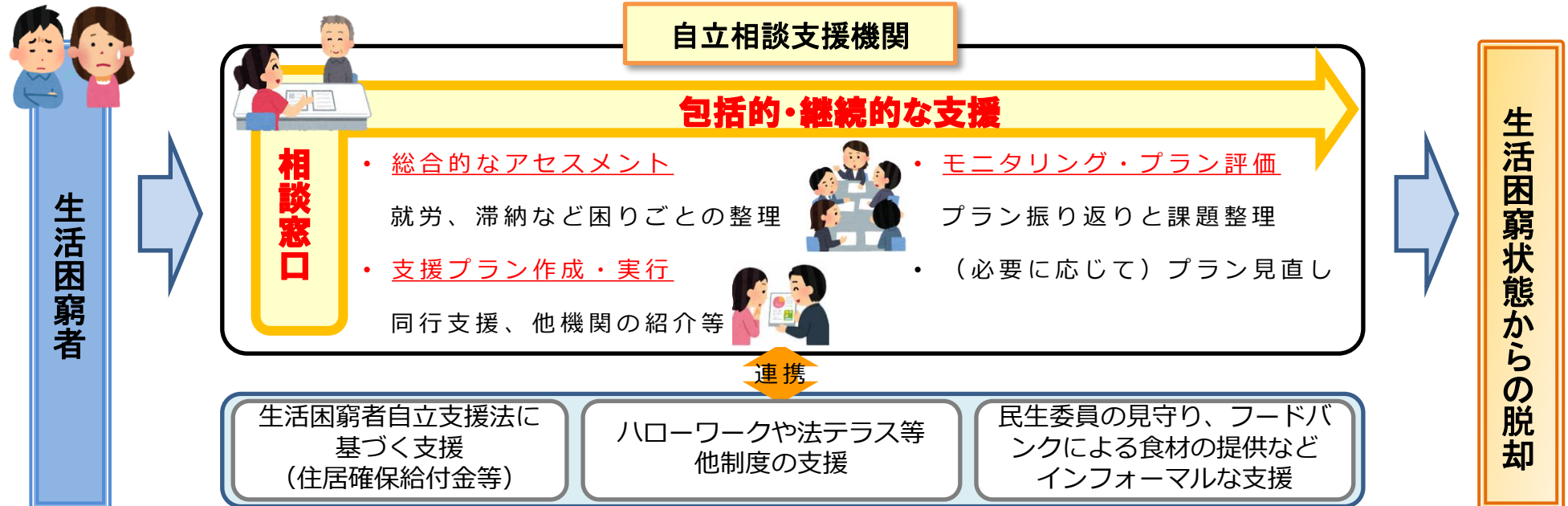
- 自立相談支援事業は、生活困窮者からの相談を受け、
 - ① 生活困窮者の抱えている課題を評価・分析（アセスメント）し、そのニーズを把握
 - ② ニーズに応じた支援が計画的かつ継続的に行われるよう、自立支援計画（プラン）を策定
 - ③ 自立支援計画（プラン）に基づく各種支援が包括的に行われるよう、関係機関との連絡調整を実施等の業務を行う。

実施箇所

- 全国**1,387カ所**に設置（福祉事務所設置自治体 907自治体）
- 6割は委託、3割は自治体直営、1割は直営+委託
（委託のうち8割は社会福祉協議会）

支援体制

- 主任相談支援員、就労支援員、相談支援員を配置
※世田谷区の場合、区内6カ所に自立相談支援機関を設置。
1機関あたり6～7名（事務補助含む）
※社会福祉士や精神保健福祉士などの専門資格者を配置している場合もあり。



生活困窮者自立支援制度の実施体制の確保 (必要な人員体制を確保できる補助体系の見直し)

令和6年度当初予算案 531億円の内数(545億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- コロナ禍で顕在化した新たな相談者層や孤独・孤立問題の深刻化、支援ニーズの多様化等の現状を踏まえ、自立相談支援事業等の補助体系の見直しを図り、自治体に対して支援の実施状況に応じた適切な支援を行うとともに、生活困窮者への支援の質の向上を図る。

2 事業の概要・スキーム

【自立相談支援事業に係る見直し案】

- ① 基本基準額の見直し
 - ・ 基本基準額について、人口規模に対する標準的な支援件数と当該件数に対して必要な支援員数を踏まえた金額に見直す。
- ② 支援実績加算の実施
 - ・ 標準的な支援件数以上の支援実績がある場合について、基本基準額に当該実績に応じた加算を行う。
- ③ 支援の質の評価に係る加算の創設
 - ア 良質な人材の確保
 - ：常勤職員・有資格者・経験年数の長い職員等を一定割合確保している場合
 - イ 取組内容の評価
 - ：アウトリーチ支援体制の整備、支援会議を活用した地域づくりの取組等を実施している場合

3 実施主体等

実施主体：都道府県・市・区等(福祉事務所設置自治体907自治体) 負担率：3/4

就労準備支援事業・家計改善支援事業の実施体制の強化 (支援実績等に応じた補助体系の見直し等)

令和6年度当初予算案 531億円の内数(545億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 就労準備支援事業及び家計改善支援事業は、生活困窮者の生活の立て直しや自立を支援していく上での重要な取組であり、更なる推進を図っていく必要がある。このため、両事業の補助体系の見直しを図り、自治体における支援の実施状況に応じた適切な補助を行うとともに、支援の質の向上を図る。
- また、就労準備支援事業では、交通費負担が就労体験の利用に繋がらない原因の一つになっていることから、就労体験利用時の交通費の負担を軽減する仕組みを創設し、就労に向けた取組を推進する。

2 事業の概要・スキーム

(1) 就労準備支援事業・家計改善支援事業の補助体系の見直し

- ① 基本基準額の見直し
 - ・ 基本基準額について、標準的な支援件数と当該件数に対して必要な支援員数を踏まえた金額に見直す。
- ② 支援実績に応じた加減算の実施
 - ・ 標準的な支援件数と支援実績との間に一定の乖離がある場合、基本基準額に当該実績に応じた加減算を行う。
- ③ 支援の質の評価に係る加算の創設
 - ア 良質な人材の確保
 - ：常勤職員・有資格者・経験年数の長い職員等を一定割合確保している場合
 - イ 取組内容の評価
 - ：アウトリーチ支援体制の整備、就農訓練事業(就労準備)、司法専門職との連携(家計改善)等を実施している場合

(2) 就労準備支援事業における就労体験先への交通費支給

就労体験利用時の交通費の負担を軽減する仕組みを創設し、就労に向けた取組を推進。

※実施主体が、就労体験等の利用が効果的と判断し、支援プランに位置づけることを前提として、交通費の負担を軽減する仕組みを創設

3 実施主体等

実施主体：都道府県・市・区等(福祉事務所設置自治体907自治体)

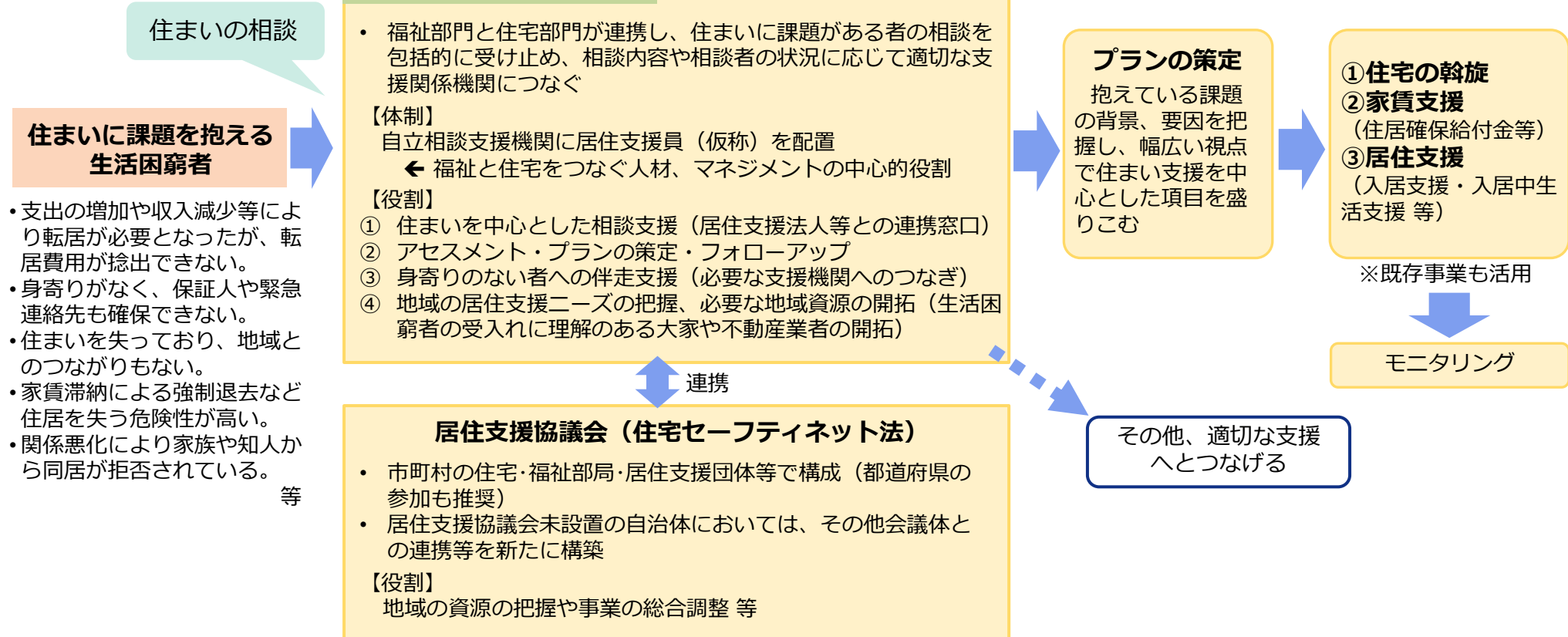
補助率：就労準備支援事業：2/3

家計改善支援事業：1/2(自立相談支援事業・就労準備支援事業と一体実施している場合には2/3)

1 事業の概要

住まいに課題を抱える生活困窮者等に対し、総合的な相談支援から、見守り支援・地域とのつながり促進などの居住支援までを一貫して行う「住まい支援システムの構築」に向けて、課題等を整理するため、モデル事業の実施に要する費用を補助する

2 事業のイメージ



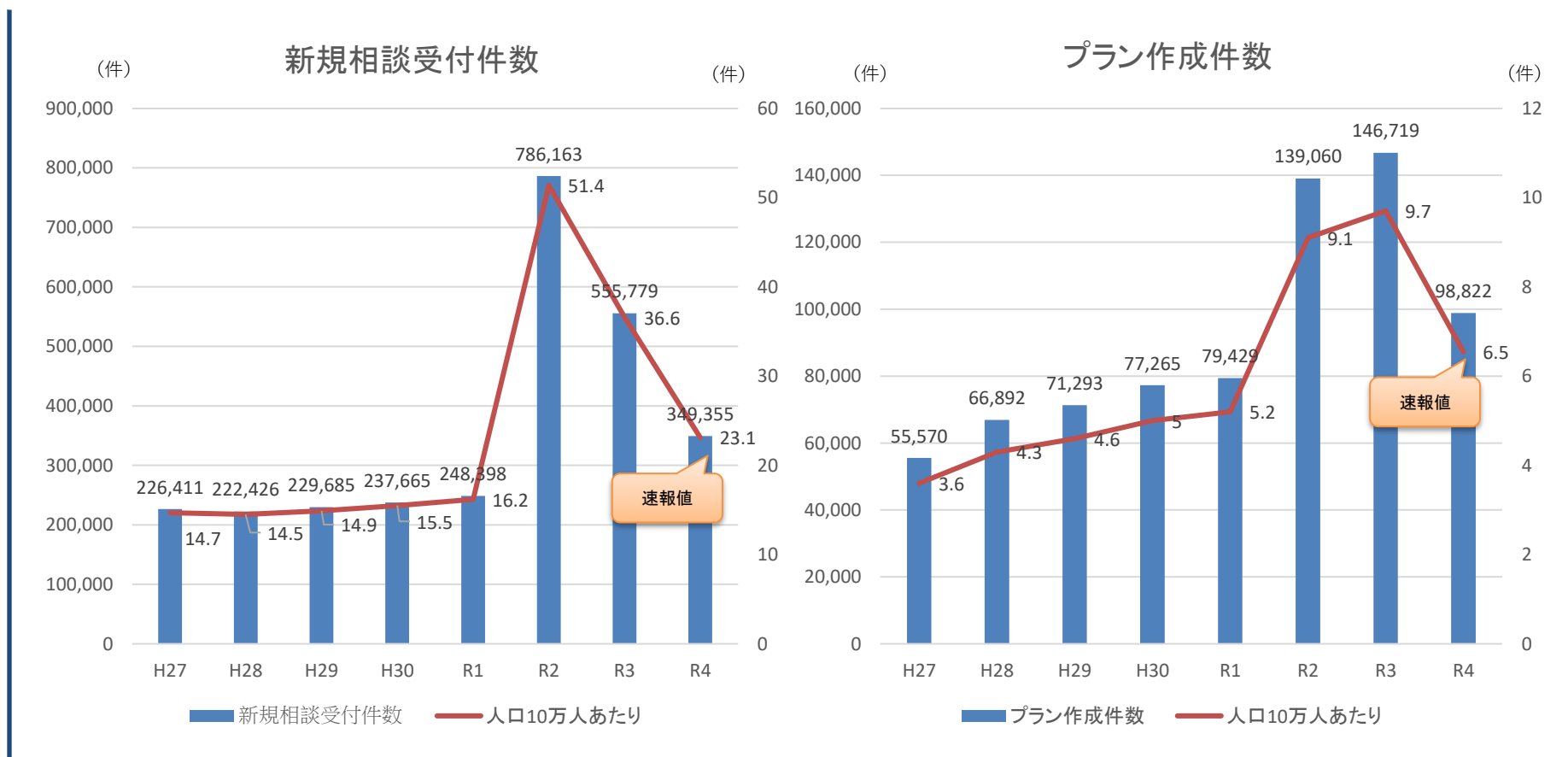
3 実施主体等

【実施主体】：都道府県・市・区等（福祉事務所設置自治体） ※居住支援法人、居住支援協議会等へ委託可
【補助率】：国 3 / 4、福祉事務所設置自治体 1 / 4

自立相談支援機関における新規相談受付件数・自立支援計画（プラン）作成件数

- 令和3年度の新規相談件数は前年に比べ減少しているものの、プラン作成件数は増加している。

新規相談受付件数・プラン作成件数



※ H27～R3支援状況調査、R4生活困窮者自立支援統計システム

住居確保給付金

- 離職・廃業や休業等により、住居を失うおそれが生じている方等に対して、住居確保給付金を支給することにより、求職活動中における安定した住まいの確保を支援する。

1 事業の概要

支給対象者

以下①又は②の者

- ①離職・廃業後2年以内の者（当該期間に疾病等やむをえない事情があれば最長4年以内）
- ②自己の責めによらず収入が減少し、離職・廃業と同程度の状況にある者

支給要件

一定の収入要件（※）、資産要件、求職活動要件あり

※市町村民税均等割＋家賃額程度の水準、特別区では単身13.8万円、2人世帯19.4万円

求職活動要件

原則、①による求職活動を行う。ただし、一定の要件の下、②による取組みも可とする。

- ①公共職業安定所又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口にて求職の申込みをし、求職活動を行う。
- ②公的な経営相談先へ経営相談の申込みをし、その助言等に基づいて、業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を行う。

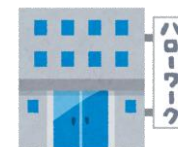
支給額

家賃額（住宅扶助額を上限）

（特別区では単身5.4万円、2人世帯6.4万円）

支給期間

原則3か月（求職活動等を行っている場合は3か月延長可能（最長9か月まで））



2 実施主体等

- 都道府県・市・区等（福祉事務所設置自治体、907自治体）

3 補助率

- 国3／4、自治体1／4

就労準備支援事業

【実績】

- ・695自治体(77%) (R4)
- ・利用4,463件 (R3)

対象者

長期離職者や対人関係の不安等により、すぐに就職活動をするのが難しく、就労に向けた準備が必要な者

支援のイメージ

- 対象者の様々な状態像に応じて、多様な支援メニューを組み合わせたプログラムを作成。
- プログラムにより、社会(就労)生活の基礎能力の形成に向け、計画的かつ一貫した支援を実施(最長1年)。

対象者の様々な状態像

- 就労するための生活習慣が整っていない
- 他者との関わりに強い緊張や不安を抱えており、コミュニケーションが苦手(避けてしまう)
- 自尊心や自己有用感を喪失しており、就労に向けた一歩が踏み出せない
- 就労の意思が希薄・就労に関するイメージが持てない、就労に必要な情報が不足 等



様々な状態像に対応できる多様な支援メニュー

- 本人のニーズ・課題に合わせ、日常生活自立、社会生活自立、経済的自立の3つの自立を想定した多様な支援メニュー
- 通所、合宿等の様々な形態で実施

(多様な支援メニューの例)

- ・ワークショップ ・セミナー ・グループワーク ・職場見学 ・就労体験 ・模擬面接
- ・応募書類作成指導 ・キャリアコンサルティング ・ボランティア活動への参加 等

(生活・健康講座)

(農作業体験)

(封入作業)

(PC講座)

(就職面接等の講座)



期待される効果

- **社会(就労)生活の基礎能力の習得や社会体験活動を通して、就労に向けたステップアップを図ることができる。**

認定就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）

【実績（R5.3.31時点）】

- ・認定件数2,182件
- ・利用件数551件

対象者

就労準備支援事業を利用しても一般就労等への移行ができない者等、就労する上でまずは柔軟な働き方をする必要のある者

支援のイメージ

○認定を受けた法人で実践的な訓練を、段階的（非雇用型～雇用型）に行うことで、就労に必要な知識や経験を習得することを目指す。



＜就労へ＞
・一般就労
・福祉的就労
等本人が希望する選択肢へ

【非雇用型】（無償・有償）

- ・労働基準関係法令適用対象外
- ・無償/有償での就労訓練が可能
- ・働き方や作業内容については、本人の体調や能力に合わせ組み替え等の配慮

【雇用型】（賃金）

- ・労働基準関係法令適用対象
- ・最低賃金～該当企業の給与規定に沿った賃金が支払われる
- ・就労条件における一定の配慮（労働時間、業務内容の組み替え、出勤について柔軟な対応）

就労訓練中の支援計画やモニタリング等、就労支援担当者（※）は本人と事業所担当者等と話し合いながら、支援を継続

- （※）就労支援担当者の業務（事業所ごとに1名以上配置）
- ①訓練計画等の策定
 - ②対象者への必要な相談、指導等
 - ③関係機関との連絡調整 等

自立相談支援機関（就労支援員）による定期的・継続的なアセスメント

連携

認定の仕組み

認定主体

（都道府県、政令市、中核市）

申請

認定

（社会福祉法人、NPO法人、株式会社等）



認定の主旨

- 事業所へのインセンティブの付与（税制優遇や優先発注の仕組みの活用）
- 貧困ビジネスの排除（法人や事業所の運営の健全性を担保） 等

期待される効果

- 対象者の状況に応じた柔軟かつ多様な働き方を可能とし、本人が希望する就労に向けたステップアップを実現。
- また、就労訓練事業所の開拓等を通じて、地域における社会資源の開拓（地域づくり）を実現。

就労体験・就労訓練先の開拓・マッチング (企業支援を中心としたマッチング支援担当者設置のモデル事業の拡充)

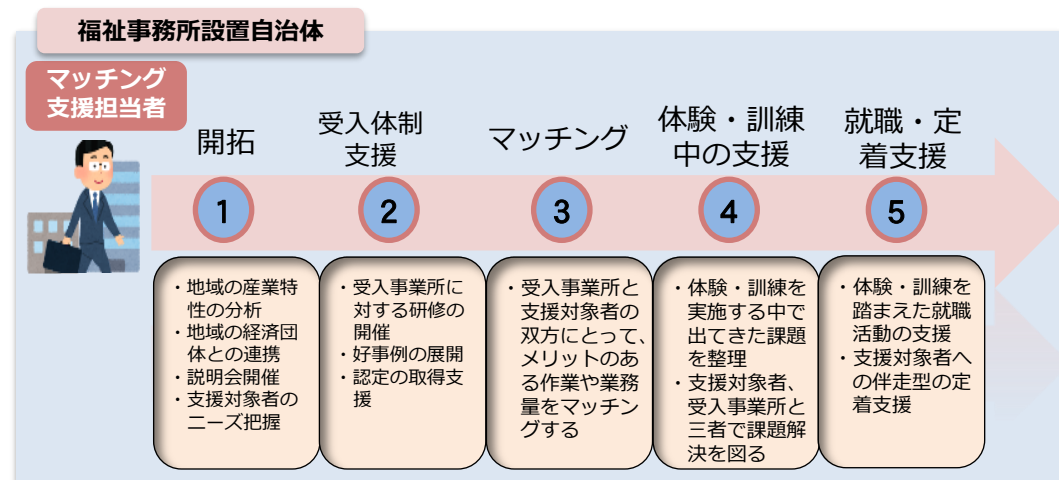
令和6年度当初予算案 531億円の内数(545億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 「就職氷河期世代支援に関する新行動計画2023」において、個々人の状況に合わせた丁寧な寄り添い支援として、効果的・効率的な支援に取り組むことが求められている。※令和5年度からの2年間は「第二ステージ」と位置づけられている。
- 生活困窮者の就労支援にあたっては、支援対象者の特性に応じた就労体験・就労訓練の場を開拓・確保するとともに、地域の協力事業所との連携をさらに推進する観点から、令和5年度に就労体験・訓練中の利用者・受入企業双方に対するフォローアップ支援の強化(④・⑤)を図っているところ。
- 引き続き、これらの取組を加速させるため、より身近な福祉事務所設置市町村におけるモデル事業を中心に実施し、より実践的な取組・手法等に資する課題・ポイントを整理する。

2 事業概要・イメージ

- ① 就労体験・就労訓練先の開拓
(支援対象者の特性や地域の人手不足分野に応じた開拓)
- ② 事業所に対する受入体制整備支援
(支援対象者の特性に応じた業務切り出しなど)
- ③ マッチングの実施
(支援対象者の特性と事業所の特徴を踏まえたマッチング)
- ④ 就労体験・就労訓練先への支援・負担軽減
(支援プログラムの策定支援、雇用管理支援などのフォロー)
- ⑤ 就職支援・定着支援
(雇用関係助成金の周知・活用支援など)



3 実施主体等

【実施主体】都道府県・市・区等(福祉事務所設置自治体907自治体)

【補助率】 10/10

【事業の経緯等】

- ・ 令和5年度は都道府県(単独実施を含む)を中心としたモデル収集
- ・ 令和6年度は市町村(広域実施を含む)を中心としたモデル収集
- ※ 令和7年度以降は就労準備支援事業としての実施を検討

【令和2年~令和4年の主な実績】

	自治体数	開拓事業所数	マッチング件数
令和2年	13	376	231
令和3年	21	455	323
令和4年	18	543	472

家計改善支援事業

【実績】

- ・712自治体(79%)(R4)
- ・利用20,692件(R3)

対象者

家計の状況がわかっていなかったり、収支の変化が大きかったり、債務や滞納等を抱えていたりする生活困窮者

支援のイメージ

- 家計の状況を把握することや家計の改善の意欲を高めることを支援
- 家計の状況を「見える化」したうえで、本人を含む世帯全体の家計収支等に関する課題の評価・分析(アセスメント)を行って状況に応じた家計再生プランを作成し、生活再建等に向けた具体的な支援を実施
 - ①家計管理に関する支援(家計表等の作成支援、出納管理等の支援)
 - ②滞納(家賃、税金、公共料金等)の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援
 - ③債務整理に関する支援(多重債務者相談窓口との連携等)
 - ④貸付のあっせん 等

支援の流れとねらい

家計に対して指導を行うわけではない

基本的な形

1. 世帯の家計の見える化
(相談時家計表の作成)
2. 月単位又は数年先の家計推移の見通しを立て、家計計画を検討
(家計計画表・キャッシュフロー表の作成)
3. 継続面談を通じたモニタリング

・・・収支を把握し本人自ら「いくら足りないか」に気づく

・・・家計改善支援員とのやりとりの中で「何を増やし、何を減らすか」を本人が自分で考え、見通しを立て、家計の改善意欲を高める(各種給付制度の利用や契約の見直し等については支援員がアドバイス)

・・・本人が自力で家計管理できるようになるまでの支援

【本人の状況に応じて組み込む支援】滞納している税・公共料金等や債務の分納・償還、貸付のあっせん等

期待される効果

- 家計はもとより、その背景にある生活全般にわたる課題を把握することができる。
- 自力で家計管理できるようになって世帯としての家計基盤が整い、将来の収支変動にも対応可能に。
- 滞納している税・公共料金等や債務等を解消することにより、生活が安定。

一時生活支援事業（シェルター事業、地域居住支援事業）

【実績】
・シェルター:331自治体(37%)
(R3)
・地域居住支援:54自治体(R4)

対象者

- 一時生活支援事業(シェルター事業):路上生活者や、終夜営業店舗等にいる一定の住居を持たない不安定居住者
- 地域居住支援事業:シェルター退所者や居住に困難を抱える、地域社会から孤立した状態にある低所得者

支援のイメージ

自立相談支援機関

巡回相談・
訪問指導



住居に不安を
抱えた
生活困窮者
路上、河川敷、
ネットカフェ、
サウナ、友人宅

シェルター事業

＜当面の日常生活支援＞

- ・宿泊場所や食事の提供
- ・衣類等の日用品を支給 等

※自立相談支援機関と連携し、住居の確保や就労に向けた支援等も実施。

地域居住支援事業

①入居に当たっての支援

- ・不動産業者等への同行支援
- ・保証人や緊急連絡先が不要な物件、低廉な家賃の物件情報の収集



②居住を安定して継続するための支援

- ・訪問等による居宅における見守り支援



③環境整備

- ・地域とのつながり促進支援
- ・協力を得やすい不動産事業者等とのネットワーク構築 等

※これまでシェルター事業の実施が前提だったが、令和5年10月より単独実施を可能とする運用の見直しを行った。

期待される効果

- シェルター事業:利用している間に、住居の確保や就労に向けた資金の貯蓄等が実現し自立が可能になる。
- 地域居住支援事業:社会的孤立を防止するとともに、地域において自立した日常生活を継続できるようになる。

一時生活支援事業の機能強化（緊急一時支援を可能とする加算の創設）等

令和6年度当初予算案 531億円の内数（545億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 生活困窮者には様々な要因により緊急一時的な居所確保が必要となることがあるが、一時生活支援事業の要件である収入・資産を確認できる書類を必ずしも持ち合わせていない場合がある。こうした生活困窮者に対して、必要な支援に繋ぐまでの間、宿泊場所や滞在中の食事の提供等による一時的な支援を可能とするため、一時生活支援事業において加算を創設する。

2 緊急一時支援の加算創設の内容

【現行の事業対象者】

- ・ 住居を持たず収入・資産が一定以下の生活困窮者



【見直し後の事業対象者】

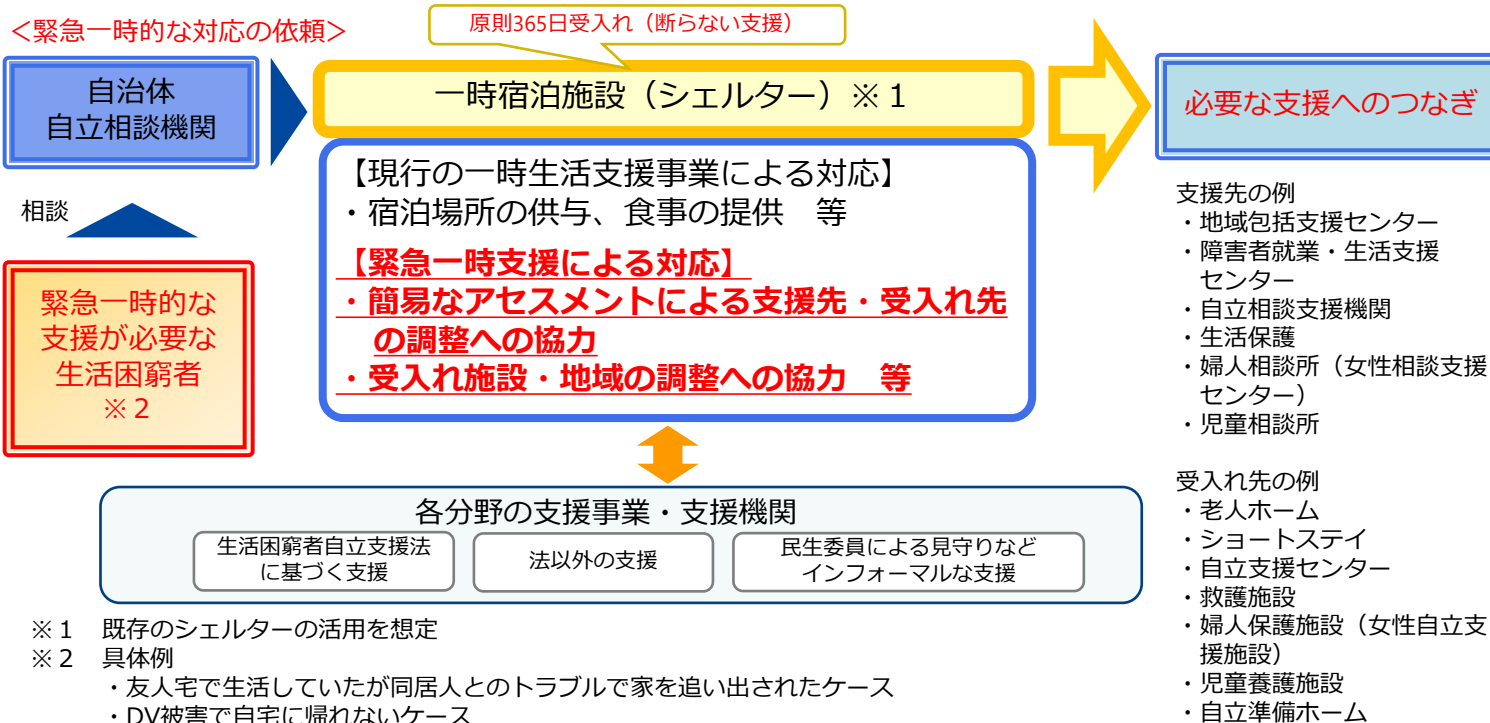
- ・ 住居を持たず収入・資産が一定以下の生活困窮者

- ・ 緊急一時的な支援が必要な生活困窮者

※原則365日受入れ対応

3 緊急一時支援のスキーム

- 緊急一時的な支援が必要な生活困窮者に対して、宿泊場所や滞在中の食事の提供等による一時的な支援を行うとともに、支援先・受入れ先の調整等を行う。



3 実施主体等

実施主体：都道府県・市・区等（福祉事務所設置自治体907自治体） 補助率：2 / 3

子どもの学習・生活支援事業

【実績】

- ・596自治体(66%)(R4)
- ・利用件数39,606(R3)

対象者

生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の子どもとその保護者

支援のイメージ

- 将来の自立に向けた包括的な支援：単に勉強を教えるだけではなく、居場所づくり、日常生活の支援、親への養育支援などを通じて、子どもの将来の自立に向けきめ細かで包括的な支援を行う。
- 世帯全体への支援：子どもの学習・生活支援事業を入口として、必要に応じて自立相談支援事業等と連携することで世帯全体への支援を行う。

<子どもの課題とその対応>

生活困窮世帯の子ども等を取り巻く主な課題

学習面

- ・高校進学のための学習希望
- ・勉強、高校卒業、就労等の意義を感じられない

生活面

- ・家庭に居場所がない
- ・生活習慣や社会性が身についていない

親の養育

- ・子どもとの関わりが少ない
- ・子育てへの時間的・精神的余裕がない

上記課題に対し、総合的に対応

子どもの学習・生活支援事業

学習支援

(高校中退防止の取組を含む)

- ・日々の学習習慣の習慣づけ、授業等のフォローアップ
- ・高校進学支援
- ・高校中退防止(定期面談等による細やかなフォロー等)等



生活習慣・育成環境の改善

- ・学校・家庭以外の居場所づくり
- ・生活習慣の形成・改善支援
- ・小学生等の家庭に対する巡回支援の強化等親への養育支援を通じた家庭全体への支援等



教育・就労(進路選択等)に関する支援

- 高校生世代等に対する以下の支援を強化
- ・進路を考えるきっかけづくりに資する情報提供
- ・関係機関との連携による、多様な進路の選択に向けた助言等

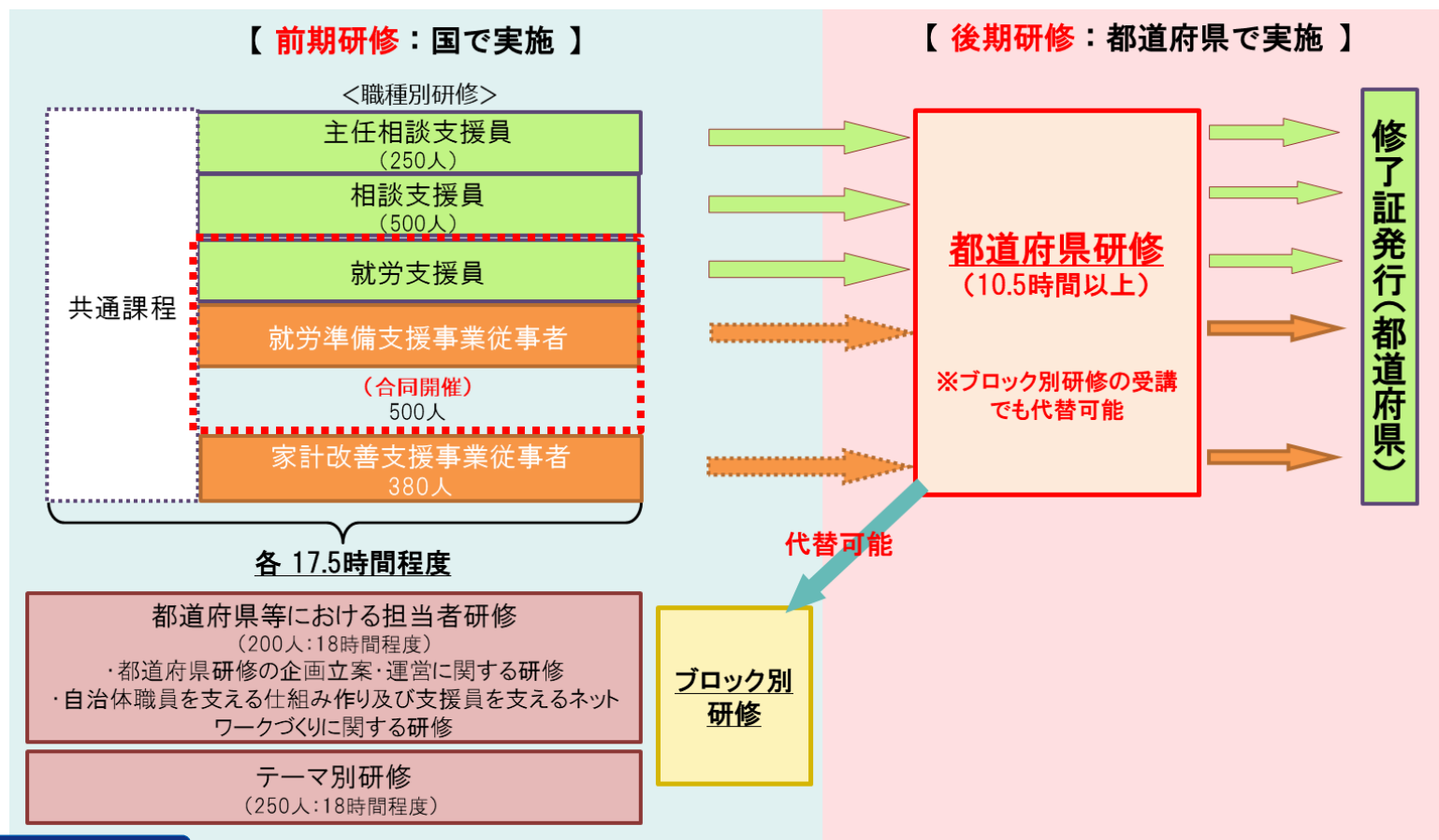


期待される効果

- 子ども本人と世帯の双方にアプローチし、子どもの将来の自立を後押しできる。(貧困の連鎖防止)

生活困窮者自立支援制度人材養成研修

- 国研修は、共通課程と職種別の研修から構成され、国研修・都道府県研修の受講後、都道府県より修了証が発行される（資格要件ではない）。
※就労準備支援事業従事者・家計改善支援事業従事者においては、都道府県研修参加は修了証発行要件ではない。
- この他、国においては、都道府県職員を対象とした「都道府県研修企画立案のための研修」や、行政職員や支援者を対象とした「テーマ別研修」、「体制整備に向けた自治体担当者研修」を実施している。



期待される効果

- 人的支援を中核とした制度であるため、支援員の質の確保は制度のそのものの質の向上につながる。

生活困窮者自立支援制度人材養成研修の充実

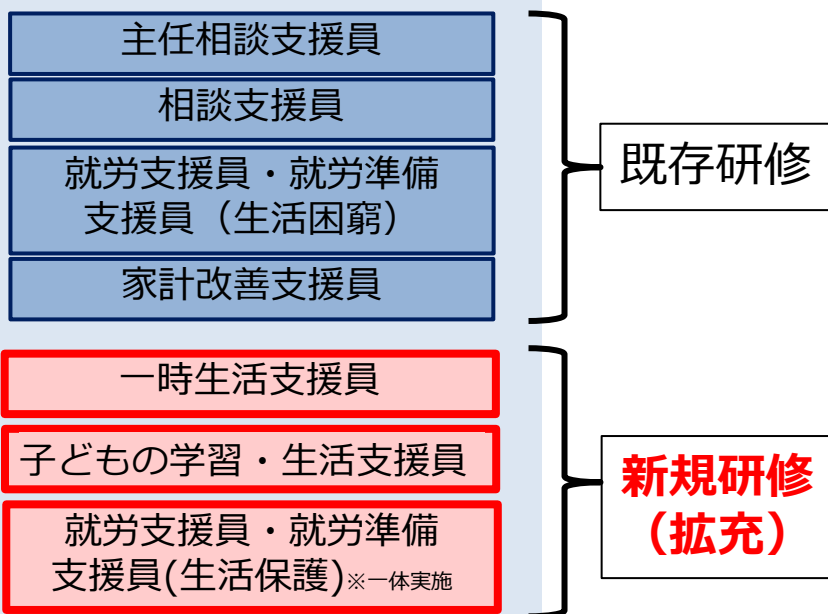
令和6年度当初予算案 **83**百万円（67百万円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 社会保障審議会の「中間まとめ」（※）において、一時生活支援事業や子どもの学習・生活支援事業の従事者を対象とする研修を新たに設けることが求められている。
 - また、生活困窮者自立支援制度と生活保護制度については、制度間の連携を進めていくことが必要とされている。
 - このため、被保護者に係る就労支援員・就労準備支援員研修についても一体的に実施することにより、生活困窮者自立支援制度における支援の質の向上及び生活保護制度との切れ目のない支援を推進する。
- ※ 社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会における「中間まとめ」（令和4年12月20日）

2 事業の概要・スキーム

国で実施する人材養成研修



3 実施主体等

実施主体：国（委託費）

令和6年度当初予算案 33百万円（一億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 生活困窮者自立支援制度における人材養成研修は、現在、初任者向けの研修のみ実施されている。中間まとめ（※）においては「支援を担う人材の質を向上させるため、現任者向けのステップアップ研修」の創設について求められている。
- このため、経験年数ごとに体系化されたキャリアラダー及び現任者向けのステップアップ研修のキャリアラダー作成をすることにより、支援員の資質向上を図る。

※ 社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会における「中間まとめ」（令和4年12月20日）

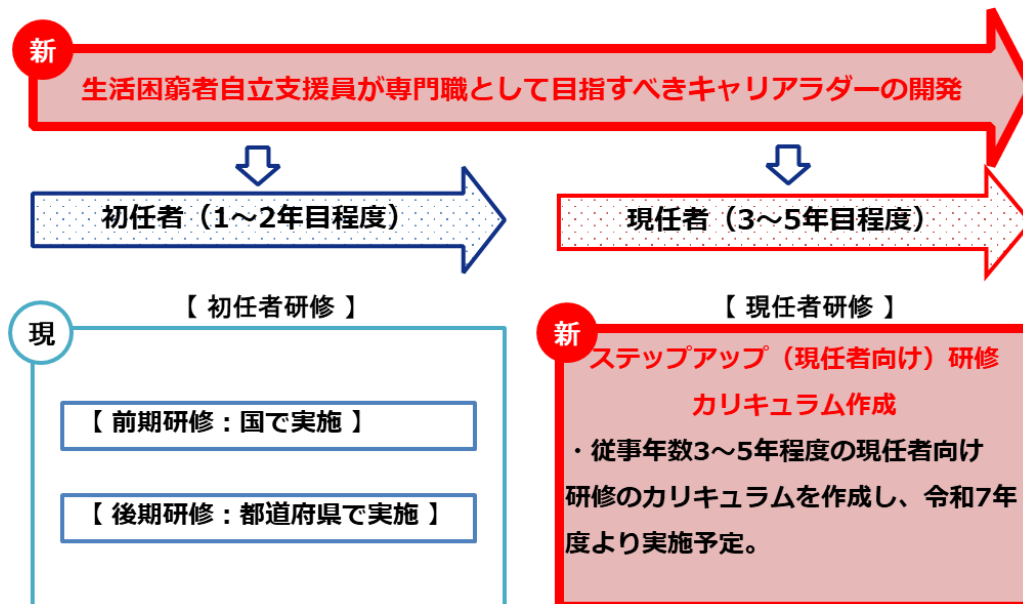
2 事業の概要・スキーム

【概要】

- ① 専門人材の育成のため、経験年数に応じたスキルを設定を行い、体系的なキャリアラダーを開発
- ② 上記キャリアラダーに応じ、ステップアップ（現任者向け）研修のキャリアラダーを作成

<実施例>

- ・SV研修・アウトリーチ型支援研修
- ・コーチング等部下育成のための研修



3 実施主体等

実施主体：国（委託費）

都道府県による市町村支援事業

都道府県による支援のイメージ

都道府県

サポート・バックアップ

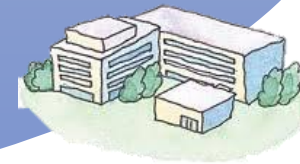
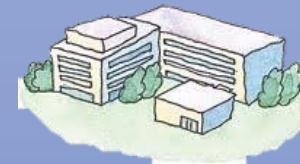
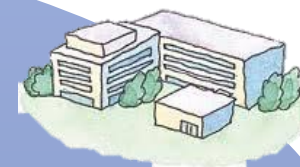
福祉事務所設置自治体

支援従事者に対する人材養成研修

各種事業への効果的・効率的な手法による
実施体制整備への支援

社会資源の広域的な開拓

市域を越えたネットワークづくり
(困難事例に関する相談やケース検討等を行う場)



期待される効果

- 研修実施や市域を越えた相談員のネットワーク構築等により、従事者の資質向上や困難ケースに直面した際のバーンアウト対策が図られる。
- 都道府県主導による任意事業の実施促進により、各市町村で提供される支援メニューが充実。

令和6年度当初予算案 57百万円 (57百万円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 生活困窮者自立支援法に基づく就労準備支援事業等の任意事業については、事業立ち上げを希望する自治体に対して、国から専門スタッフを派遣するコンサルティング事業を実施し、実施自治体数の増加を図っている。社会保障審議会の間中まとめ(※1)では、全国どこでも必要な支援を受けられるようにしていくことと述べられていることから、任意事業の立ち上げに向けた支援の充実を図る。
 - これを踏まえ、コンサルティング事業において、新たに、任意事業の実施予定がない自治体から「重点支援自治体」を選定し伴走型の重点的な支援を行うことで、事業立ち上げに向けた環境整備を図る(※2)。
- (※1) 社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会における「中間まとめ」(令和4年12月20日)
 (※2) 事業の単独実施が困難な小規模自治体等については、広域実施に係る専門スタッフを派遣し、都道府県や他市町村との広域実施に向けた支援を実施。

2 事業の概要・スキーム

<対象自治体>
(従来)

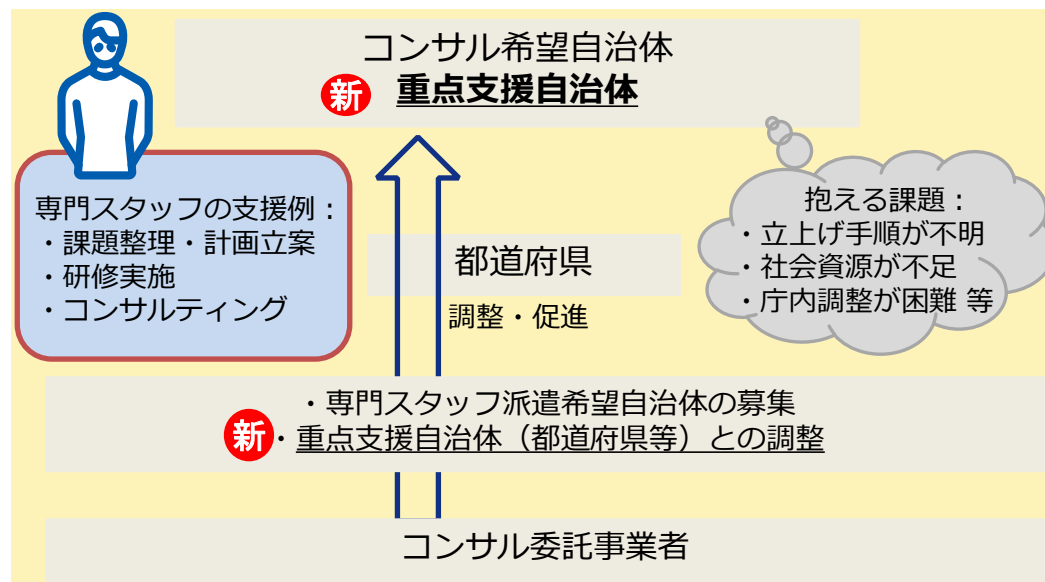
- ① 専門スタッフの派遣を希望する自治体

(令和6年度以降)

- ① 専門スタッフの派遣を希望する自治体
- ② **重点支援自治体(国で選定)【新規】**
※国が一定の基準に基づき選定(都道府県を通じて調整)

<事業内容>

- 1) 課題の把握・整理、コンサルティングプランの作成
 - 2) コンサルティング、研修等の実施
 - 3) 事業立ち上げに向けた計画作成の支援(都道府県・市町村)
- ※重点支援自治体には、従来よりも派遣回数を増やすなど、より充実した支援を実施。
 ※広域実施に向けた支援が必要と認められた自治体に対して、広域実施に係る専門スタッフを派遣【新規】



3 実施主体等

実施主体: 国 (委託費)

生活保護制度の概要

■生活保護制度の目的

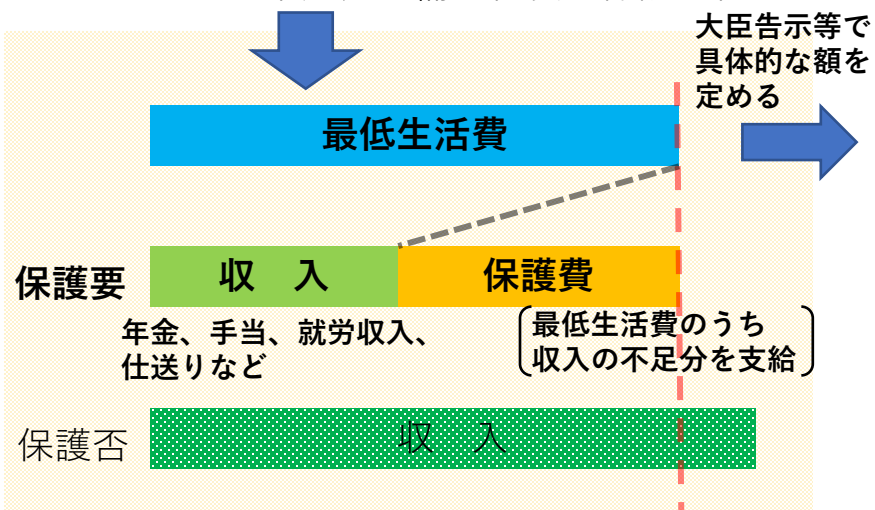
- 最低生活の保障（要件を満たす生活困窮者に対し、困窮の程度に応じ必要な保護を行う）
- 自立の助長

■生活保護を受けるための要件等（補足性の原理）

- 利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、最低限度の生活の維持のために活用することが要件（不動産・自動車・預貯金等の資産や稼働能力の活用が求められる）
- 扶養義務者の扶養、他の法律に定める扶助は、保護に優先

■生活保護の要否の判定・保護費（程度）の決定

- 厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要（最低生活費）のうち、金銭・物品で満たすことのできない不足分を補う程度に保護を行う



【保護の種類】

生活扶助	第1類（食費・被服費など個人に掛かる費用） 第2類（光熱水費など世帯に掛かる費用） 各種加算（冬季加算、母子加算、児童養育加算など）
教育扶助	義務教育を受けるために必要な費用
住宅扶助	家賃など（基準額内で実費）
医療扶助	現物給付（基本的に医療費の10割）
介護扶助	現物給付（自己負担分）
出産扶助	（基準額内で実費）
生業扶助	高等学校等への就学に必要な費用など
葬祭扶助	（基準額内で実費）

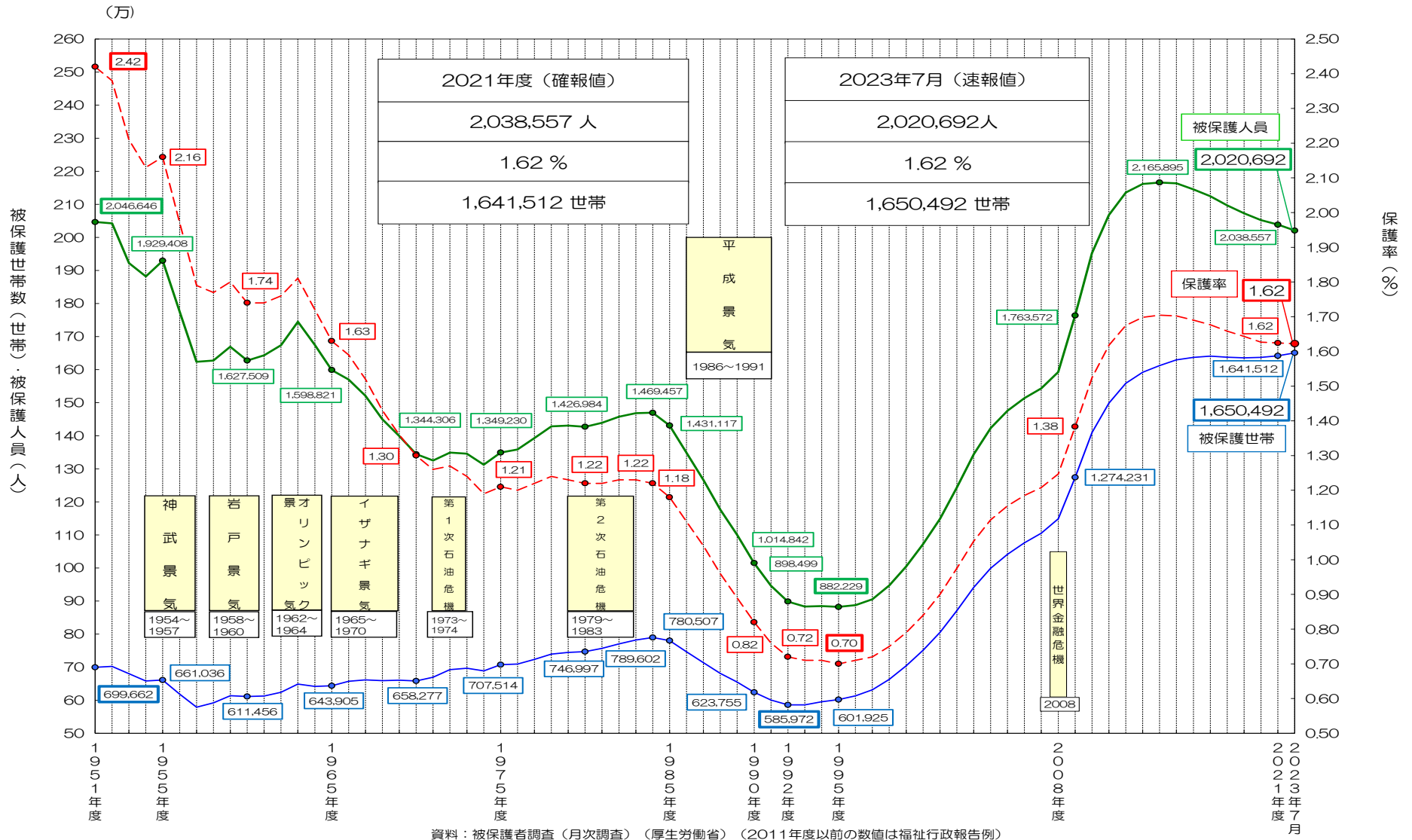
※世帯を単位として保護の要否・程度を定める

※実施機関は、市・福祉事務所設置町村・都道府県（福祉事務所がない町村を所管）

※保護費は、国が3/4、自治体が1/4を負担

被保護人員、保護率、被保護世帯数の年次推移

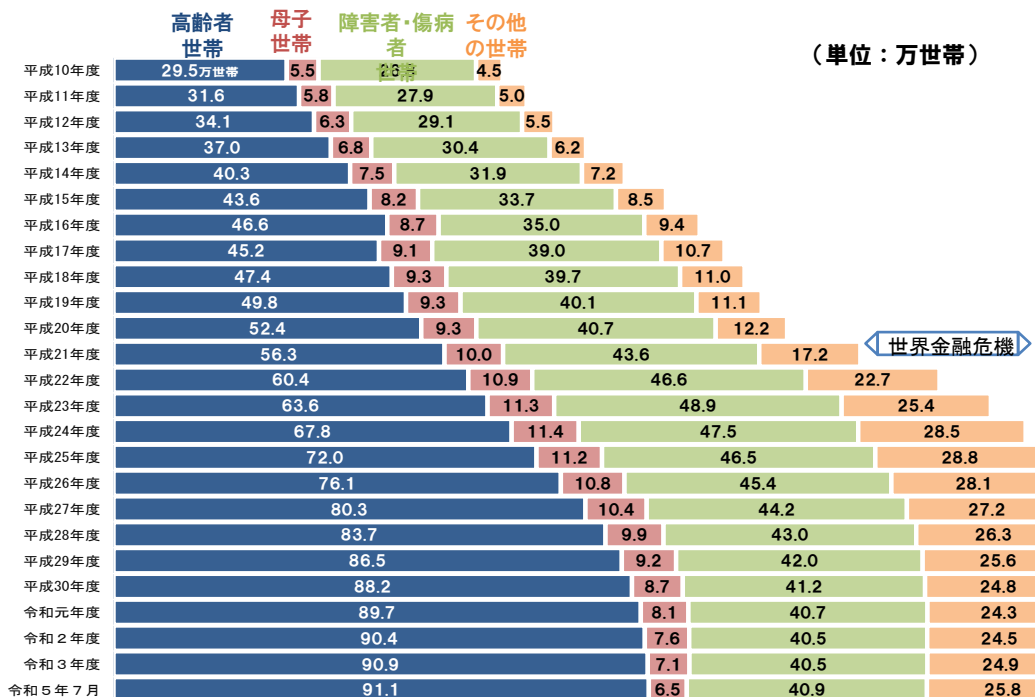
○直近の生活保護受給者数は約202万人。2015(平成27)年3月をピークに減少に転じ、以降減少が続いている。
 ○直近の生活保護受給世帯数は約165万世帯。コロナ禍前の2019(令和元)年と比較すると約1.5万世帯増加している。



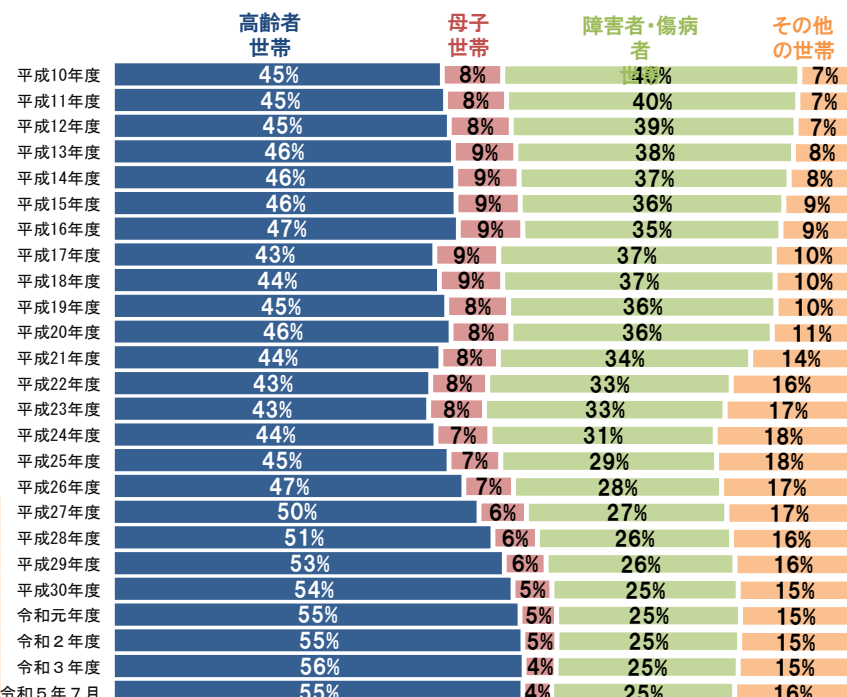
世帯類型別の保護世帯数と構成割合の推移

○「高齢者世帯」の世帯数は、一貫して増加傾向にあるが、近年、増加幅が縮小している。
 ○「母子世帯」の世帯数は、近年、減少傾向にある。
 ○「その他の世帯」は、世界金融危機後、世帯数・全世帯数に占める割合が大きく増加した。その後減少したが、コロナ禍以降、増加傾向にある。

■ 世帯類型別の生活保護受給世帯数の推移



■ 世帯類型別の構成割合の推移



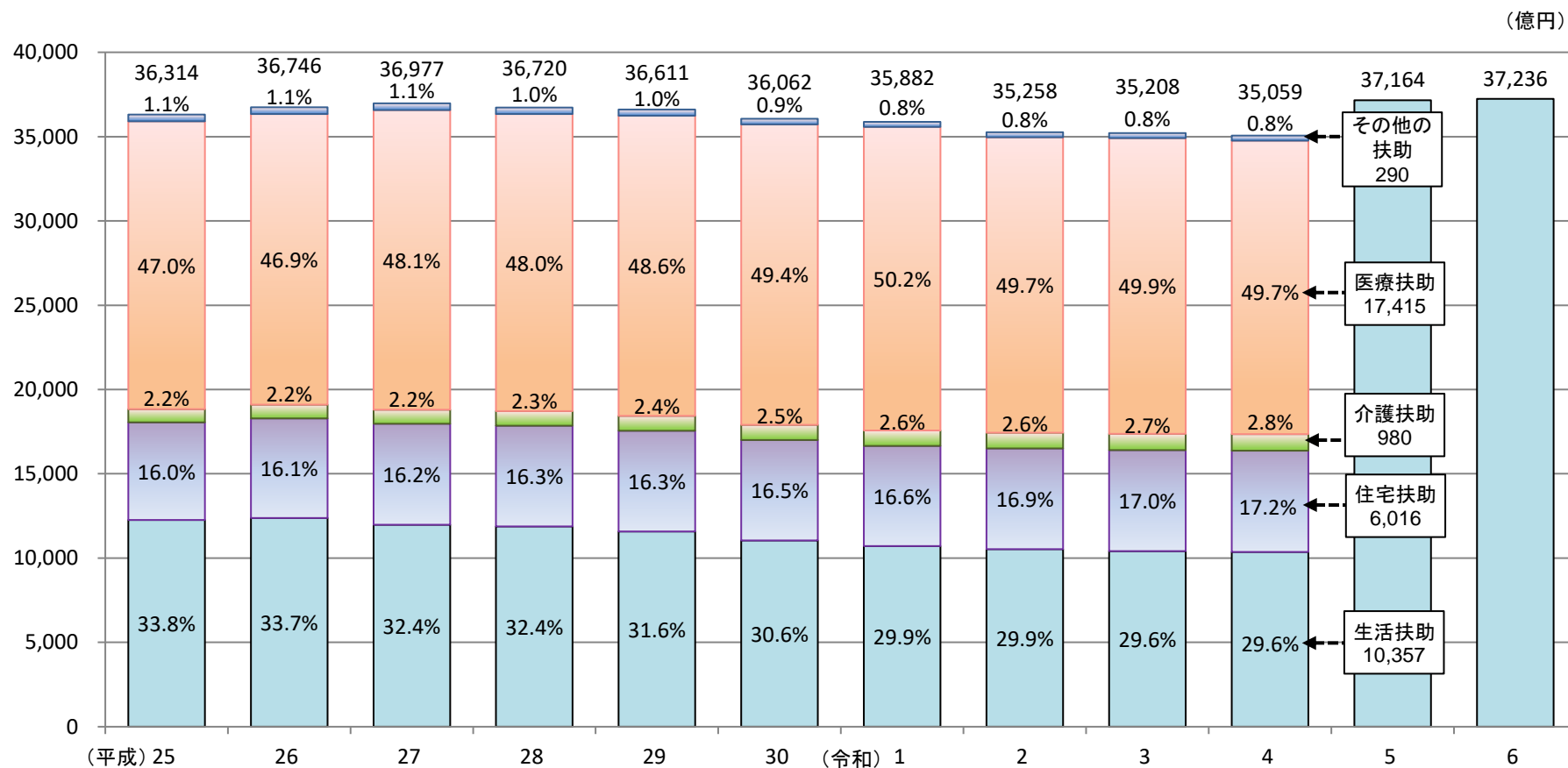
※ 高齢者世帯の92.7%が単身世帯（令和5年7月）。
 注：世帯数は各年度の1か月平均であり、保護停止中の世帯は含まない。
 資料：被保護者調査 月次調査（厚生労働省）（平成23年度以前は福祉行政報告例）（令和5年7月分は速報値）

世帯類型の定義

- 高齢者世帯：男女とも65歳以上（平成17年3月以前は、男65歳以上、女60歳以上）の者のみで構成されている世帯か、これらに18歳未満の者が加わった世帯
- 母子世帯：死別・離別・生死不明及び未婚等により現に配偶者がいない65歳未満（平成17年3月以前は、18歳以上60歳未満）の女子と18歳未満のその子（養子を含む。）のみで構成されている世帯
- 障害者世帯：世帯主が障害者加算を受けているか、障害・知的障害等の心身の障害のため働けない者である世帯
- 傷病者世帯：世帯主が入院（介護老人保健施設入所を含む。）しているか、在宅患者加算を受けている世帯、若しくは世帯主が傷病のため働けない者である世帯
- その他の世帯：上記以外の世帯

生活保護費負担金（事業費ベース）実績額の推移

- 生活保護費負担金(事業費ベース)は約3.7兆円(令和6年度当初予算(案))。
- 実績額の約半分は医療扶助。



資料：生活保護費負担金事業実績報告

※ 1 施設事務費を除く

※ 2 令和4年度までは実績額（4年度は暫定値）、令和5年度は補正後予算、令和6年度は当初予算

※ 3 国と地方における負担割合については、国3/4、地方1/4

生活保護の住宅扶助における代理納付について

- 住宅扶助費が家賃支払いに適確に充てられるよう、生活保護受給者に代わり福祉事務所が家主等に納付(代理納付)することが可能。(生活保護法第37条の2)

※通常、家賃と一緒に支払う共益費(生活扶助)についても代理納付が可能。

- 令和2年4月より、①家賃等を滞納している場合、②公営住宅の場合、③セーフティネット住宅に新たに入居する場合には、原則、代理納付を適用

※ただし、家主が希望しない場合、住宅扶助費が満額支給されない場合、口座振替により住宅扶助の目的が達せられる場合を除く

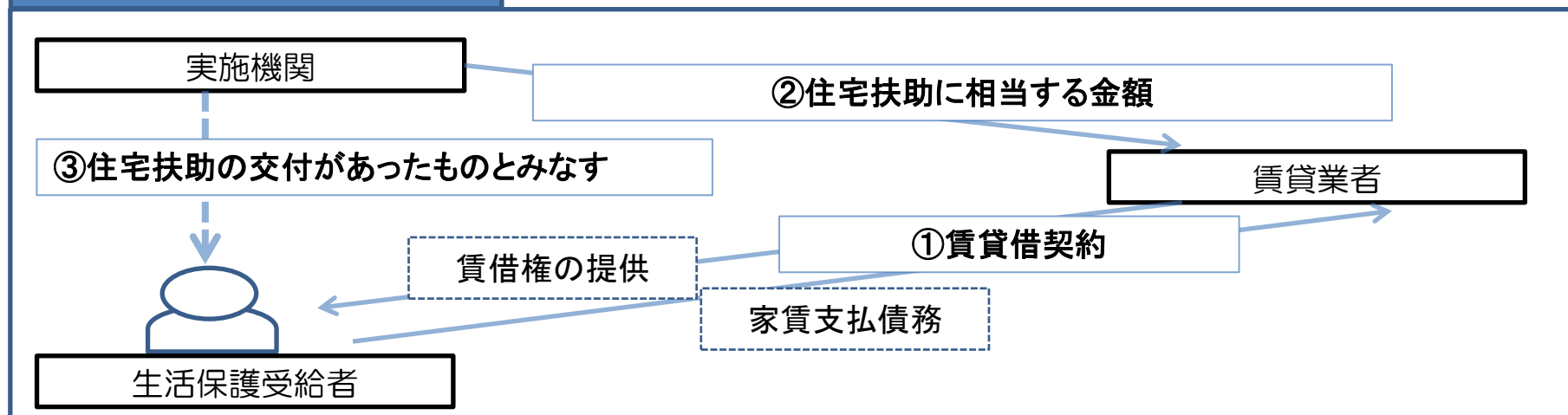
※ 住宅セーフティネット法においては、生活保護受給者の代理納付を推進する観点から以下の内容を規定。

- ① 賃貸人は生活保護受給者の家賃滞納等に係る情報を福祉事務所に通知することができる。
- ② 通知を受けた福祉事務所は、代理納付等の措置の必要性を判断するため、速やかに事実確認を行う。

【代理納付実施状況(令和4年7月保護課調べ)】

住宅扶助支給世帯数に対する代理納付実施世帯数の割合: 31.9%(うち公営住宅の代理納付実施割合: 70.7%、賃貸住宅: 25.8%)

住宅扶助の代理納付の仕組み



無料低額宿泊所について

1 無料低額宿泊所とは

- ・社会福祉法第2条第3項に定める第2種社会福祉事業として、生計困難者のために、無料又は低額な料金で簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他施設を利用させる事業を行う施設（5人以上の人員を入居させることができる規模を有するもの）
（令和4年4月より、本体となる施設と一体的に運営される附属施設であって、無料低額宿泊所の入居者が、より一般の住宅に近い環境で、居宅での生活へ移行するための準備及び訓練を行うための「サテライト型住居」を設置することができる）
- ・直ちに単独での居宅生活が困難な者に対し、居宅生活が可能な状態になるまでの間の一時的な居住の場を提供するほか、他の社会福祉施設の入所対象にならない者に対し、居宅と社会福祉施設との中間的な居住の場を提供する役割を担う
- ・NPO法人等が設置しようとするときは、事前にその施設を設置しようとする地の都道府県等（政令市・中核市）に届出が必要

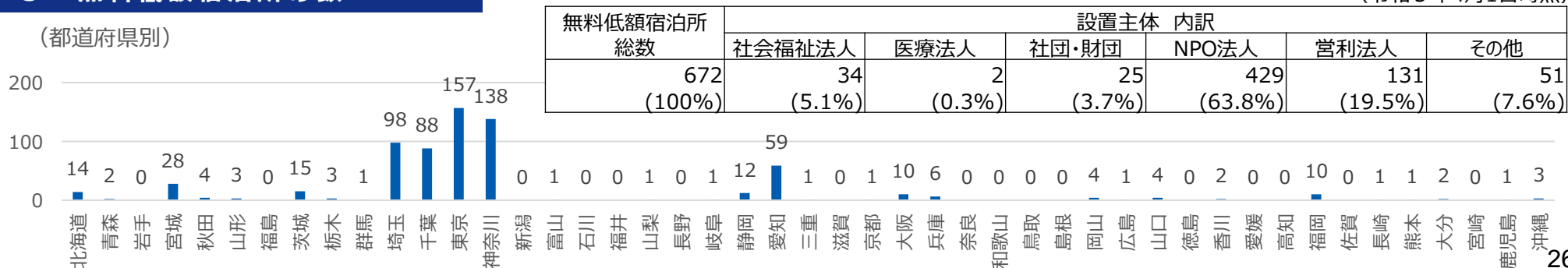
2 無料低額宿泊所の範囲

- ・以下のいずれかに該当し、かつ、居室使用料が無料又は生活保護の住宅扶助基準額以下。
ただし、他の法令により必要な規制が行われている等事業の目的が、生計困難者のために、無料又は低額な料金で簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させるものではないことが明らかである場合はこの限りではない。（基準省令第2条）
 - イ 入居の対象者を生計困難者に限定していること（明示的に限定していない場合であっても、生計困難者に限定して入居を勧誘していると認められる場合を含む）
 - ロ 入居者の総数に占める被保護者の数の割合が、おおむね50%以上であり、かつ、居室の利用に関する契約が建物の賃貸借契約以外の契約であること
 - ハ 入居者の総数に占める被保護者の数の割合が、おおむね50%以上であり、かつ、利用料（居室利用料及び共益費を除く。）を受領してサービスを提供していること（サービスを提供する事業者が人的関係、資本関係等において当該施設と密接な関係を有する場合を含む）

3 無料低額宿泊所の数

（令和5年4月1日時点）

（都道府県別）



4 無料低額宿泊所の主たる基準

居室環境	<ul style="list-style-type: none"> ■居室・炊事設備・洗面所・便所・浴室・洗濯室又は洗濯場を設ける。 ■居室は個室とし、面積は7.43㎡（地域の事情によって4.95㎡）以上。平成27年6月30日において事業の用に供していた建物の居室のうち基準を満たさないものは3.3㎡以上。
防火・防災対策	<ul style="list-style-type: none"> ■消火器や自動火災報知設備の設置等の整備に努める。その他、建築基準法及び消防法の規定を遵守。 ■火災、風水害、地震等の災害に対処するための計画を立てるほか、避難訓練等を年1回以上実施する。
職員	<ul style="list-style-type: none"> ■入居者数及び提供するサービス内容に応じた適当数とし、そのうち1人は施設長とする。
利用手続・利用料金の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ■職員体制、提供するサービス内容及び利用料（食費、居室使用料、共益費、光熱水費、日用品費及び基本サービス費）、非常災害対策等を定めた運営規程を整備し、都道府県等への届出を行う。 ■入居申込者に対して、運営規程の概要、職員の勤務体制、サービス内容及び費用等の説明を行い、利用契約を文書により締結する。（契約期間は1年以内〔更新する場合には入居者の意向を確認するとともに福祉事務所と施設利用の必要性について協議〕） ■金銭管理は入居者本人が行うことを原則。金銭管理に支障がある入居者の本人の希望に基づき金銭管理を行う場合は、個別の契約締結、帳簿の整備、収支の記録、管理規程の整備など適正に実施する。
運営	<ul style="list-style-type: none"> ■1日1回以上の入居者の居室への訪問等による状況把握を行う。

5 無料低額宿泊所の変遷

平成15年7月：無料低額宿泊所の設備、運営等に関する指針（ガイドライン）策定

平成27年4月：ガイドラインの見直し

- 「無料低額宿泊所の設備、運営等に関する指針」を見直し、社会福祉法の各種規定の解釈（定義の明確化、不当な行為に該当する範囲等）を示し、事業者の届出を徹底させ、社会福祉法に基づく行政の関与による運営の適正化を徹底

平成27年7月：住宅扶助基準の見直し

- 住宅扶助の上限額を床面積に応じて減額する仕組みを導入

平成30年改正：事前届出制の導入、法定の最低基準の創設、改善命令の創設（社会福祉法）、日常生活支援住居施設の認定（生活保護法）

令和2年4月：無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準省令の施行

- 事業範囲の明確化、職員配置・居室面積等の最低基準を省令で規定。当該省令を踏まえて、都道府県・指定都市・中核市がそれぞれ最低基準に関する条例を制定

日常生活支援住居施設の創設（支援委託は同10月～）

- 無料低額宿泊所のうち、一定の基準を満たすと認定された「日常生活支援住居施設」においては、単独での居住が困難な生活保護受給者に対する日常生活支援を福祉事務所が委託して実施

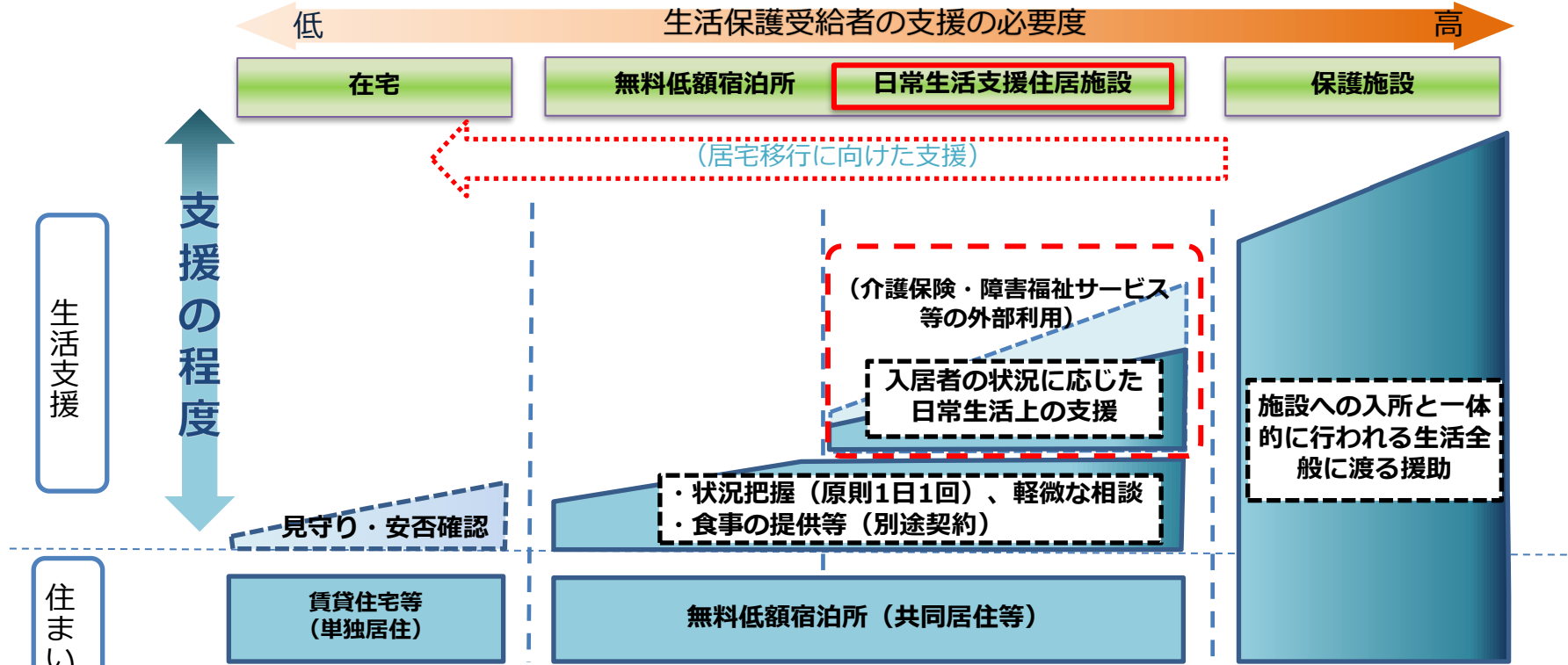
令和4年4月：無料低額宿泊所サテライト型住居の運用開始

- 一般居宅での生活に移行する準備をしているもの等の居宅生活に近い状態像の者等を想定し、巡回型等による支援を実施

日常生活支援住居施設について

事業概要

- 単独での居住が困難な生活保護受給者に対する日常生活上の支援について、適切な支援体制を確保した日常生活支援住居施設に委託する仕組みを創設（令和2年10月～）（施設数：127カ所（令和5年4月1日時点））
- 生活保護受給者のうち、食事や洗濯等の家事、服薬等の健康管理、日常の金銭管理、人とのコミュニケーション等、日常生活を送る上での課題を有する者が地域の中で安定して暮らしていくためには、住まいそのものの確保のみならず、その者の課題に応じた生活上の支援を行う



※ 上記の図は、無料低額宿泊所及び日常生活支援住居施設の位置づけについて、在宅生活と保護施設との関係性を整理したものであり、日常生活上の支援の提供については、他法のサービス活用など様々な形態があることに留意。

生活保護法に基づく保護施設の規定及び現状等

	救護施設	更生施設	医療保護施設	授産施設	宿所提供施設
設置根拠	生活保護法 第38条 第1項1号	生活保護法 第38条 第1項2号	生活保護法 第38条 第1項3号	生活保護法 第38条 第1項4号	生活保護法 第38条 第1項5号
目的	身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行う	身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする要保護者を入所させて、生活扶助を行う	医療を必要とする要保護者に対して医療の給付を行う	身体上若しくは精神上の理由又は世帯の事情により就業能力の限られている要保護者に対して、就労又は技能の修得のために必要な機会及び便宜を与えて、その自立を助長する	住居のない要保護者の世帯に対して、住宅扶助を行う
設置主体	都道府県、市町村、社会福祉法人、日本赤十字社				
運営費	措置費：国3/4、都道府県・市町村1/4（医療保護施設は措置費ではなく診療報酬で運営）				
整備費	法人立：国1/2、県1/4、設置主体1/4 （都道府県立・市町村立は平成18年度から補助対象外、医療保護施設は整備費補助はなし）				
都道府県による指導監督	社会福祉法人からの保護施設設置の認可申請に対する認可（法第41条） 運営に関する指導（法第43条）、監査（法第44条）、改善・事業停止・施設廃止の命令、認可取消（法第45条）				
施設数	186	19	56	15	13
定員	16,244	1,330	-	470	906
在所者数	15,966	814	-	292	323

救護施設等個別支援計画作成等加算の創設

1 事業の目的

- 救護施設等の入所者の地域移行を促進するため、個々の状況に応じた具体的な支援計画（個別支援計画）に基づく支援により地域へ移行した実績に応じ、施設事務費の加算を設ける。

2 加算要件等

救護施設等



救護施設等 個別支援計画 様式 (00)

利用者の氏名	性別	生年月日	年齢	国籍	氏名	性別	生年月日	年齢	国籍
事業所名	園長/施設長	生活支援課長/主任	相談士	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名
入所者の氏名	所在地(市町村)		個別支援計画の作成日						
事業所名	事業所の名称	事業所の住所	事業所の電話番号	事業所のFAX番号	事業所のメールアドレス	事業所のHP	事業所のウェブサイト	事業所のSNS	事業所のその他
事業所の名称	事業所の住所	事業所の電話番号	事業所のFAX番号	事業所のメールアドレス	事業所のHP	事業所のウェブサイト	事業所のSNS	事業所のその他	事業所のその他

作成者
氏名 _____ 職 _____
作成日 _____ 日

私は、上記の個別支援計画について説明を受け、
これに基づいて実施が行われることに同意しました。



個別支援計画の作成
→ 支援の実施、移行先との連携・調整

地域移行



居宅、高齢者・障害者グループホーム 等

3 実施主体等

- 実施主体：救護施設及び更生施設
- 負担率：国 3 / 4、福祉事務所設置自治体 1 / 4
- 施行時期：令和6年10月（予定）

生活保護における居住地特例について

趣旨

- 生活保護制度では、ケースワーカーによる訪問調査等を通じて被保護者の生活実態を把握し、必要な助言・指導を行うことにより保護の決定・実施を行う必要があることから、被保護者の居住地又は現在地を所管する実施機関（福祉事務所）が保護の実施責任を負うのが原則。
- 一方、被保護者が日常生活上の世話・生活指導を受ける施設に入所する場合には、施設所在地を所管する自治体に財政負担が集中しないように、入所前の居住地又は現在地を所管する実施機関が保護の実施責任を負うという居住地特例を講じている。

居住地特例が適用される施設の例

施設の種類	生活保護の居住地特例	(参考)介護保険の 住所地特例
救護施設、更生施設	○	—
無料低額宿泊所	×	—
日常生活支援住居施設	○	—
障害者支援施設	○	—
特別養護老人ホーム	○ (※3)	○ (※1)
有料老人ホーム、軽費老人ホーム		
特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護を受ける者 (※2)	○ (※1)	○ (※1)
特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護を受けない者 (※2)	×	○ (※1)
サービス付き高齢者向け住宅 (有料老人ホームに該当しないもの)	×	×
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	×	×

※1 定員29名以下の地域密着型の施設は住所地特例(介護保険)、居住地特例(生活保護)の対象外。

※2 特定施設: 有料老人ホーム及び軽費老人ホームであって、地域密着型特定施設でないもの

※3 介護老人福祉施設に施設介護を委託する場合は、地域密着型施設は居住地特例の対象外。特別養護老人ホームに措置入所する場合は定員の多寡を問わず対象。

支援に関する会議体同士の関係

各会議の関係（イメージ）

新たな会議体の設置（生活保護制度）

- ・設置主体：保護の実施機関（福祉事務所）
- ・構成員：地域の支援関係機関や事業の委託を受けた者等
- ・主な目的：関係機関等との支援の調整・情報共有
- ・情報共有の対象：被保護者（複数の関係機関との緊密な連携が必要と福祉事務所が判断した者）

支援会議（生活困窮者自立支援制度）

- ・設置主体：福祉事務所設置自治体（困窮制度主管部局）
- ・構成員：地域の支援関係機関や事業の委託を受けた者等
- ・主な目的：関係機関の情報共有による要支援者の早期把握・支援体制の検討
- ・情報共有の対象：生活困窮者（※）

地域ケア会議（介護保険制度）

（自立支援）協議会（障害福祉制度）

要保護児童対策地域協議会（子ども施策）

支援会議 （重層的支援体制整備事業）

- ・設置主体：市町村
- ・構成員：高齢者、障害者、子ども、生活困窮者等
各分野に関する関係者
- ・主な目的：地域住民の複合・複雑化した支援ニーズ
に対応する断らない包括的な支援体制の
整備
- ・情報共有の対象：地域生活課題を抱える地域住民
及びその世帯

※ 保護廃止が見込まれるものの地域から孤立している等の一部事案では、保護廃止後に再び最低限度の生活を維持することができなくなることがないよう、例外的に、現在被保護者であっても、生活困窮者自立支援制度の支援会議による情報共有の対象となることがある。

被保護者就労準備支援事業

- 就労意欲が低い者や基本的な生活習慣に課題を有する者など、就労に向けた課題をより多く抱える被保護者に対し、一般就労に向けた準備として、就労意欲の喚起や一般就労に従事する準備としての日常生活習慣の改善を計画的かつ一貫して実施
- 令和5年度予算：被保護者就労準備支援等事業29.1億円の内数（補助率：国2/3）
- 令和5年度実施自治体数：360自治体（※内示ベース）

事業内容

<一般事業>（平成27年4月～）

一般就労に向けた準備段階の支援として、以下の(1)～(3)の支援を計画的かつ一貫して実施

(1) 日常生活自立に関する支援

適切な生活習慣の形成を促すため、規則正しい起床・就寝、バランスのとれた食事の摂取などに関する助言・指導・適切な身だしなみに関する助言、指導等を実施

(2) 社会生活自立に関する支援

社会的能力の形成を促すため、挨拶の励行等、基本的なコミュニケーション能力の形成に向けた支援や地域の事務所での職場見学、ボランティア活動等を実施

(3) 就労自立に関する支援

就労に向けた技法や知識の習得等を促すため、実際の職場での就労体験の機会の提供やビジネスマナー講習、キャリア・コンサルティング、模擬面接、履歴書の作成指導等を実施

<就農訓練事業>（平成28年4月～）

○ 農業体験・研修を実施し、就農・社会参加促進を支援するとともに、訓練終了後は、本人の適性や希望などを踏まえて、就農を含めて就労を支援

<福祉専門職との連携支援事業>（平成29年4月～）

○ 障害者等への就労支援により培ったアセスメント技術などのノウハウを持った福祉専門職の知識や技術を生活困窮者等への就労準備支援に活用

支援の流れ（イメージ）

就労に向け一定の支援が必要な者

生活のリズムが崩れている等、就労に向け準備が必要な者

被保護者就労支援事業
(就労支援員による支援) 等

被保護者就労準備支援事業 ※委託可

(就労に向けた準備段階の支援として、日常生活自立、社会生活自立、就労自立に関する支援を、総合的、段階的に実施)

中間的就労など

一般就労

被保護者家計改善支援事業

- 世帯の自立に向けて家計に関する課題を抱える被保護者世帯に対する家計管理方法の提案支援を行うとともに、大学等への進学を検討している高校生等のいる世帯に対する、進学に向けた費用についての相談や助言等を行う（平成30年4月～） ※委託可
- 令和5年度予算：被保護者就労準備支援等事業29.1億円の内数（補助率：国2/3）
- 令和5年度実施自治体数：98自治体（※内示ベース）

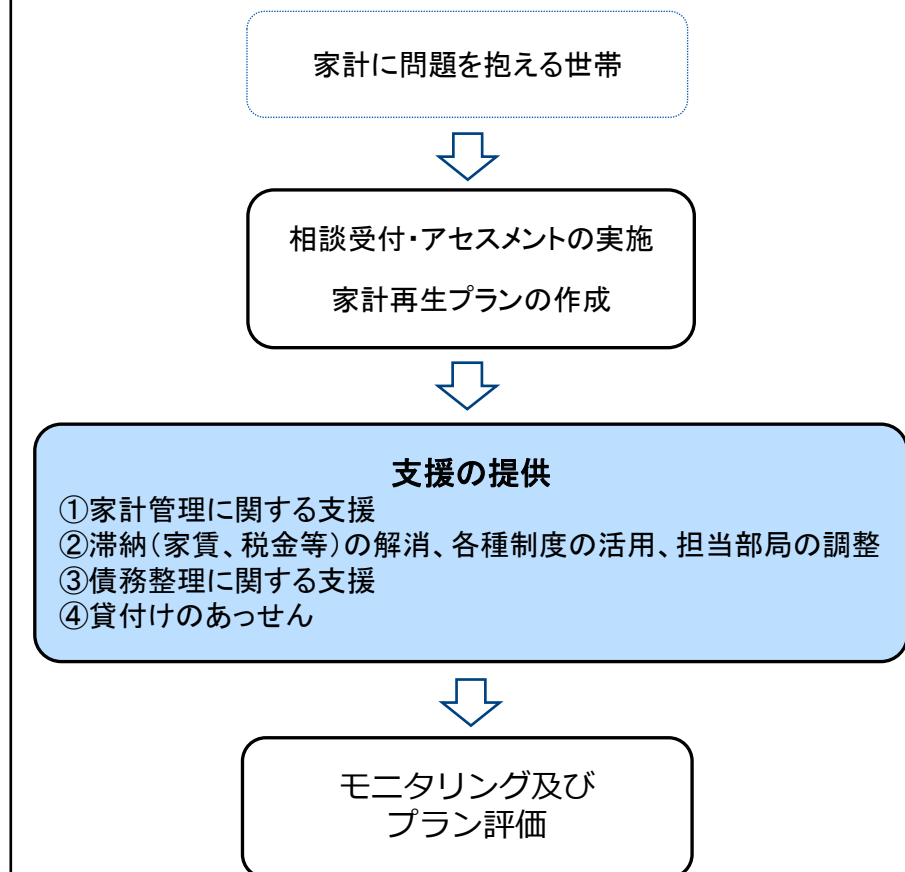
事業内容

- 生活の状況に関する情報を把握・整理し、家計の状況の「見える化」を図る
- アセスメントの結果を踏まえて、生活を早期に再生させるための目標や支援内容を策定し提案する。（家計再生プランの作成）
- 家計収支が改善しているか相談者とともに家計表を定期的に確認することや滞納の解消に向けた支援等の提供を行う。

対象世帯

- ・ 家計に関する課題を抱えており、自立を助長する観点から家計改善支援を実施することが効果的と考えられ、本事業への参加を希望する世帯
（例）過去に家賃、水道光熱費、学校納付金、給食費、保育料、税金の滞納や延滞をしたことがある世帯
債務整理を法律専門家に依頼している世帯
就労収入が毎月一定でない世帯や児童手当、児童扶養手当等を受給しており月によって収入が異なる世帯
- ・ 大学等への進学を検討している高校生等のいる世帯
（例）大学等への進学に伴い自立が見込まれる子どもがいる被保護世帯

支援の流れ(イメージ)



就労自立給付金のインセンティブ強化

令和6年度当初予算案 保護費負担金の内数（保護費負担金の内数） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 就労・増収等を通じた自立への意欲を喚起する取組を強化するため、就労自立した際のインセンティブとして、就労自立給付金の算定方法を就労期間に応じてメリハリをつける見直しを行う。

2 支給要件等

- 支給要件：安定した職業に就いたこと等により保護を必要としなくなったと認められたもの
- 支給時期：世帯を単位として保護廃止時に一括支給
- 支給額：上限額 単身世帯10万円、複数世帯15万円
- 再受給までの期間：原則3年間
- 算定方法：「最低給付額(※)」に「算定対象期間における各月の就労収入額に対し、その各月に応じた算定率を乗じて算定した金額」を加え、上限額といずれか低い額を支給額とする
※脱却までの積立期間が1月長くなる毎に一定額を逡減させる

3 実施主体等

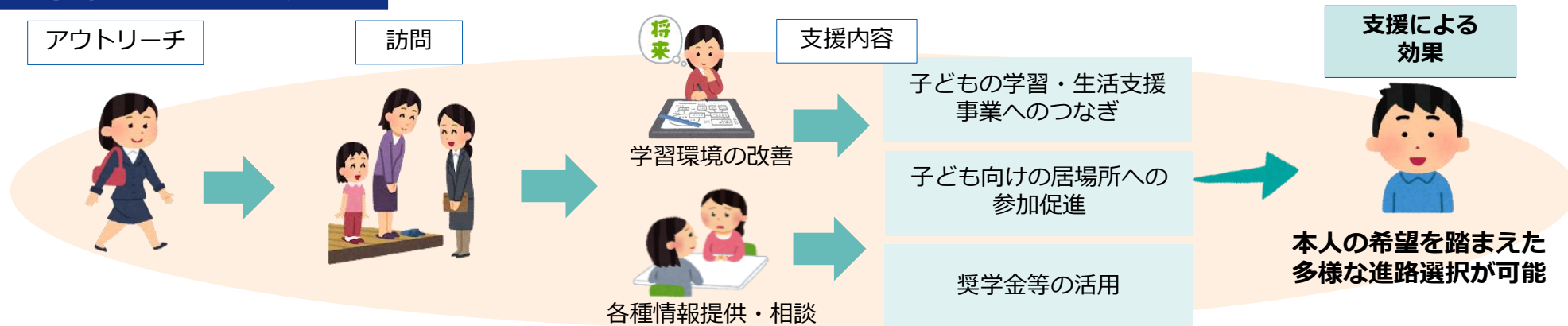
- 実施主体：都道府県・市・区等（福祉事務所設置自治体907自治体）
- 負担率：3／4
- 施行時期：令和6年10月（予定）

令和6年度当初予算案 1.6億円（-） ※（-）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 生活保護受給中の子育て世帯については、子どもが将来の進学に向けた意識などの面で課題を抱えていることや、保護者も周囲の地域との関わり合いが少ない傾向があり、必要な情報や支援が届きにくいという課題がある。
また、福祉事務所のケースワーカーは、子どもの教育面での支援に際し、子どもの発達についての知識などが不足しているなどの課題もある。
- 貧困の連鎖を防止する観点から、生活保護世帯の子ども及びその保護者に対し、ケースワーカーによる支援を補い、訪問等により学習・生活環境の改善、進路選択、奨学金の活用等に関する相談・助言を行い、本人の希望を踏まえた多様な進路選択に向けた環境改善を図る。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

- 実施主体：都道府県・市・区等（福祉事務所設置自治体907自治体）
- 補助率：2／3

令和6年度当初予算案 保護費負担金の内数 (一) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 被保護世帯の子どもが、本人の希望を踏まえた選択に基づいて高等学校等を卒業した後に就職することは、被保護者の自立の助長の観点から重要である。
- 被保護世帯の子どもが高等学校等卒業後に就職する際に新生活の立ち上げ費用に対する支援を行うことで、安定した職業に就くことを促進する。

2 支給要件等

- 支給対象：高等学校等を卒業後、就職により保護を必要としなくなったと認めた者
- 支給額：別居30万円、同居で世帯が保護廃止となった場合10万円

3 実施主体等

- 実施主体：都道府県・市・区等（福祉事務所設置自治体907自治体）
- 負担率：3／4

※令和6年3月に高等学校等を卒業し、同年4月から就職する者に対して遡及して支給する方向で検討中

生活保護の医療扶助について

- 生活保護制度では、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、医療扶助として医療を提供。

医療扶助の対象

- 生活保護受給者は、国民健康保険の被保険者から除外されているため、ほとんどの生活保護受給者の医療費はその**全額を医療扶助で負担**。
- ただし、①障害者総合支援法等の公費負担医療が適用される者や、②被用者保険の被保険者又は被扶養者については、各制度において給付されない部分が医療扶助の給付対象。
 - * 被保護者の被用者保険加入率は2.4%（平成18年被保護者全国一斉調査）

医療扶助の範囲・方法

- 医療扶助は、① 診察、② 薬剤又は治療材料、③ 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術、④ 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護、⑤ 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護、⑥ 移送の範囲内で実施。
- 医療扶助は、原則として、**現物給付**。

指定医療機関、診療方針、診療報酬

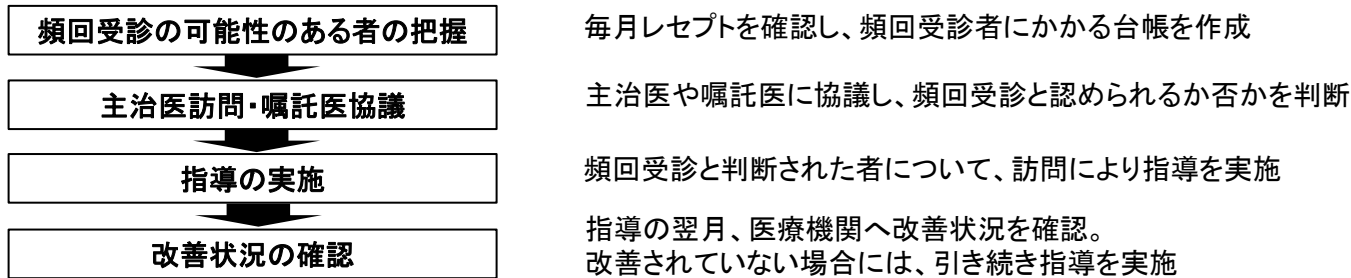
- 医療扶助による医療の給付は、生活保護法の指定を受けた医療機関等に委託して実施。
- 指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、別に定める場合を除き、**国民健康保険の例**による。

頻回受診の適正化について（概要）

頻回受診の指導対象者

同一傷病について、同一月内に同一診療科目を15日以上受診しており、短期的・集中的な治療（※）を行う者を除き、治療にあたった医師や嘱託医が必要以上の受診と認めた者 ※ 15日以上受診している者を抽出し、その前2ヶ月との合計が40日未満の者

適正化の対応



【頻回受診の改善の状況】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
受診状況把握対象者数（指導対象者の定義に該当する者の数） （A） ※平成29年度までは旧定義（15日以上が3箇月続いた者）、平成30年度は 移行期間のため混在	13,548人	12,837人	11,594人	10,604人	12,753人	11,681人	10,736人
適正受診指導対象者数(B)	3,020人	2,557人	2,637人	2,387人	2,835人	2,320人	2,340人
改善者数（適正な受診日数に改善された者数）(C)	1,365人	1,338人	1,422人	1,292人	1,388人	1,136人	1,050人
改善者数割合(C/B)	45.20%	52.33%	53.92%	54.13%	48.96%	48.97%	44.78%

令和5年度以降の取組

- 令和4年度に引き続き、令和5年度予算に以下の事業を計上
 - ・ 頻回受診者の適正受診指導の強化（福祉事務所による同行指導の実施等）
 - ・ 頻回受診指導を行う医師の委嘱促進
 - ・ レセプトを活用した医療扶助適正化事業 → レセプトデータから頻回受診者等のリスト作成
- 適正受診指導を行ってもなお改善されない者に対する追加的な指導の方策として、有効期限が1箇月よりも短い医療券を本人に対して発行し、健康管理に向けた支援と並行することで、指導のタイミングを増やす取り組みを推進

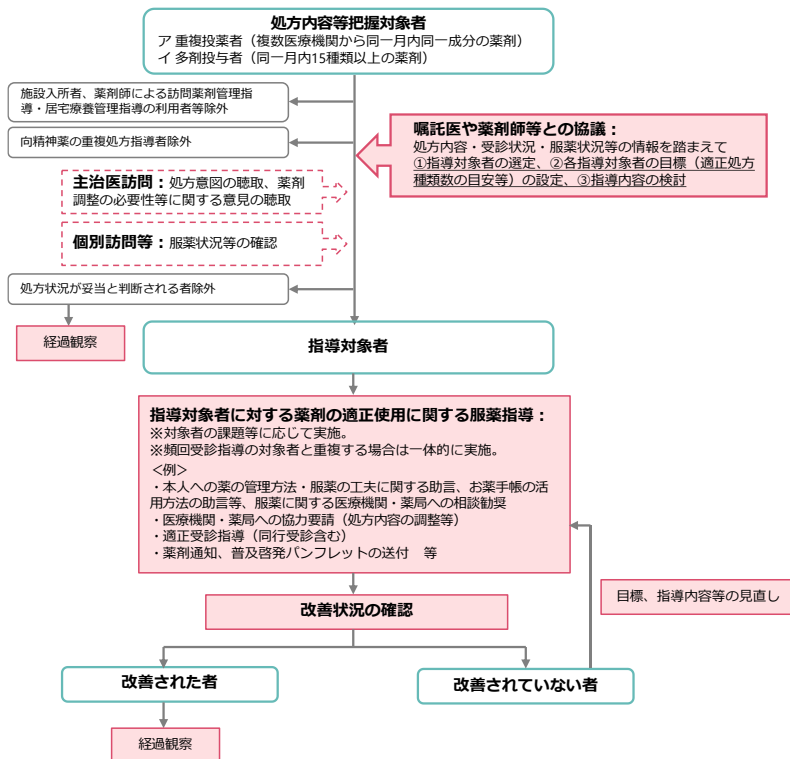
生活保護の医療扶助における医薬品の適正使用の推進について

(令和5年3月14日付け社援保発0314第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)

通知概要

- 今後、医療扶助の更なる適正な運営に向けては、重複投薬の是正を始め、医薬品の適正使用を推進することが重要。一方、医療扶助では、主に向精神薬の重複投薬に着目した取組は行ってきたが、**向精神薬以外の重複投薬の是正や多剤投与の適正化に着目した取組は広く実施されていない。**
- また、複数疾患を有する患者では、併存疾患を治療するための医薬品の多剤服用等によって、薬物有害事象の発生や医薬品の飲み残し等につながっていると指摘があり、医療保険では保険者等による医療機関及び薬局と連携した医薬品の適正使用に関する取組が進められている。
- このような状況を踏まえ、**重複投薬や不適切な複数種類の医薬品の投与がみられる者について、医師や薬剤師等医療関係者と連携して医薬品の適正使用に関する指導を行うことを目的とする。**

実施スキーム



1 重複・多剤投与の指導対象者の把握

(1) 処方内容等把握対象者の選定

福祉事務所は、レセプト等からア及びイの基準に該当する者を抽出。

ア 重複投薬者：同一月内に同一成分の医薬品（向精神薬を除く。）を2つ以上の医療機関から処方されている者。

イ 多剤投与者：同一月内に15種類以上の医薬品の投与を受けている者。

(2) 嘱託医や薬剤師等との協議、指導対象者の決定

処方状況等把握対象者について、処方内容、受診状況、服薬状況等の情報を踏まえ、重複・多剤投与の指導対象とするか否かを嘱託医や薬剤師等と協議[※]。また、多剤投与の指導対象と判断された者については、各指導対象者の指導内容等も協議。

※ 協議において主治医訪問の要否も検討し、主治医に処方意図等を聴取。また、必要に応じて対象者への個別訪問等により、服薬状況等を確認。

2. 重複・多剤投与者に対する指導

福祉事務所は、地域の実業に応じて、庁内の関係部局や、地域の医療機関・薬局、医師会・薬剤師会等の関係機関との連携体制の構築を含め、実施体制の確立を図り、重複・多剤投与の指導対象者への指導を実施。

3. 改善状況の確認

指導の結果、受診行動や処方種類数等が改善されたかどうかについて、翌月のレセプトにより確認。

生活保護受給者の健康管理支援の推進 ～被保護者健康管理支援事業の実施～

事業概要

- 生活保護制度は、被保護者の最低生活を保障するとともに、自立の助長を図ることを目的としている。自立の助長については、経済的自立だけでなく、日常生活自立や、社会生活自立といった側面からも、支援を講じていくことが必要。
- 一方で、**多くの被保護者は、医療保険者が実施する保健事業の対象とはなっていないが、多くの健康上の課題を抱えていると考えられ、医療と生活の両面から健康管理に対する支援を行うことが必要。**このため、医療保険におけるデータヘルスを参考に、**福祉事務所がデータに基づき生活習慣病の発症予防や重症化予防等を推進**する。
- **令和3（2021）年1月から「被保護者健康管理支援事業」が必須事業化され、全福祉事務所で実施**することとなったため、**全ての自治体が効果的・効率的に実施するために必要な経費を負担する。**

被保護者健康管理支援事業の流れ

① 現状・健康課題の把握

- 自治体毎に現状（健康・医療等情報、社会資源等）を調査・分析し、地域の被保護者の健康課題を把握（地域分析を実施）

② 事業企画

- 地域分析に基づき、自治体毎に事業方針を策定。以下の取組例の**オに加え、ア～エから選択**

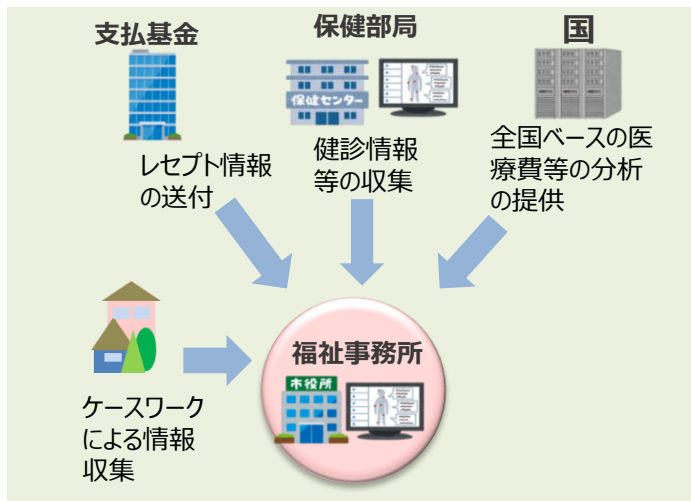
- ア 健診受診勧奨
- イ 医療機関受診勧奨
- ウ 生活習慣病等に関する保健指導・生活支援
- エ 主治医と連携した保健指導・生活支援（重症化予防）
- オ 頻回受診指導

③ 事業実施

- 事業方針に沿い、リスクに応じた階層化を行い集団または個人への介入を実施
- ※ 医学的な介入のみではなく社会参加等の側面に留意した取組を実施

④ 事業評価

- 設定した評価指標に沿い、ストラクチャー、プロセス、アウトプット、アウトカム評価を実施



健康の保持増進により、被保護者の自立を助長

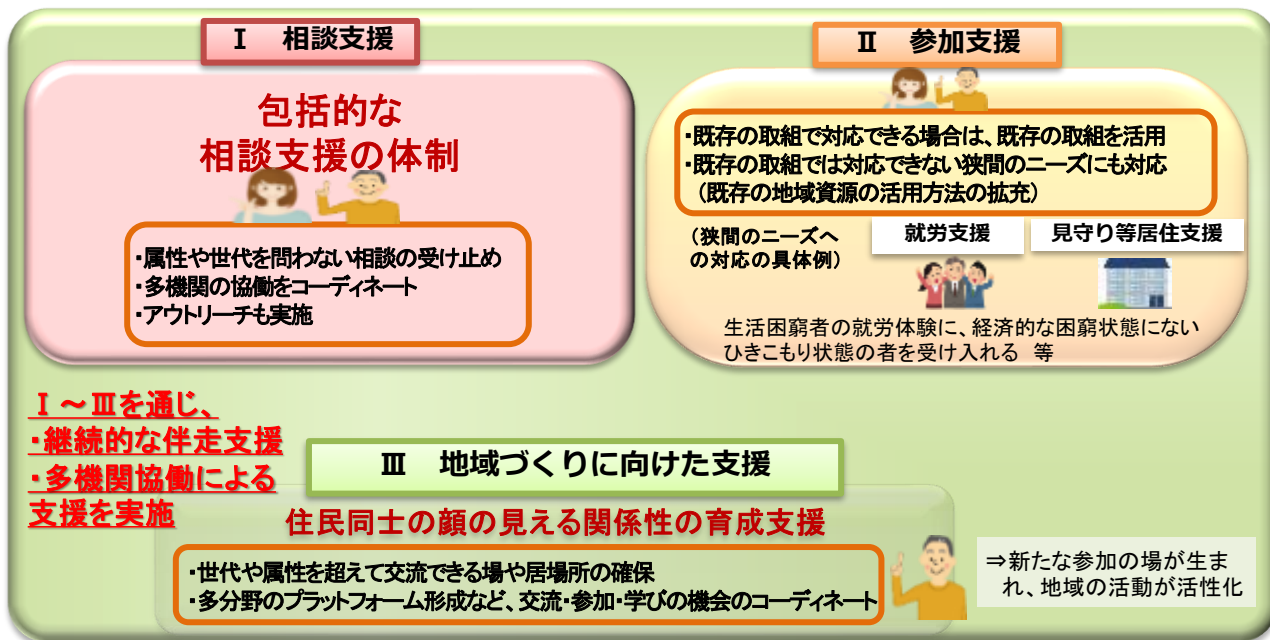
重層的支援体制整備事業(社会福祉法第106条の4)について

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では**狭間のニーズへの対応**などに課題がある。
(※)一つの世帯に複数の課題が存在している状態(8050世帯、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が孤立している状態(ごみ屋敷など)
- このため、市町村において**属性を問わない包括的な支援体制**を構築できるよう、令和3年度から**重層的支援体制整備事業**を実施。

事業概要

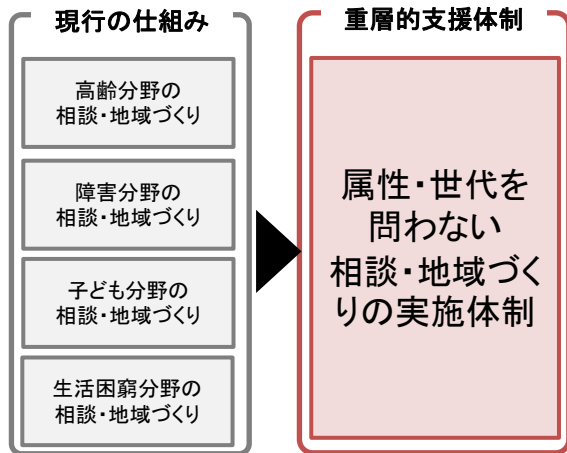
- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施**。
- 希望する市町村の手あげに基づく**任意事業**。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須。
- 市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付**。
- 実施自治体数・・・令和3年度 42市町村、令和4年度 134市町村、令和5年度 189市町村、令和6年度 346市町村(予定)

重層的支援体制整備事業の全体像



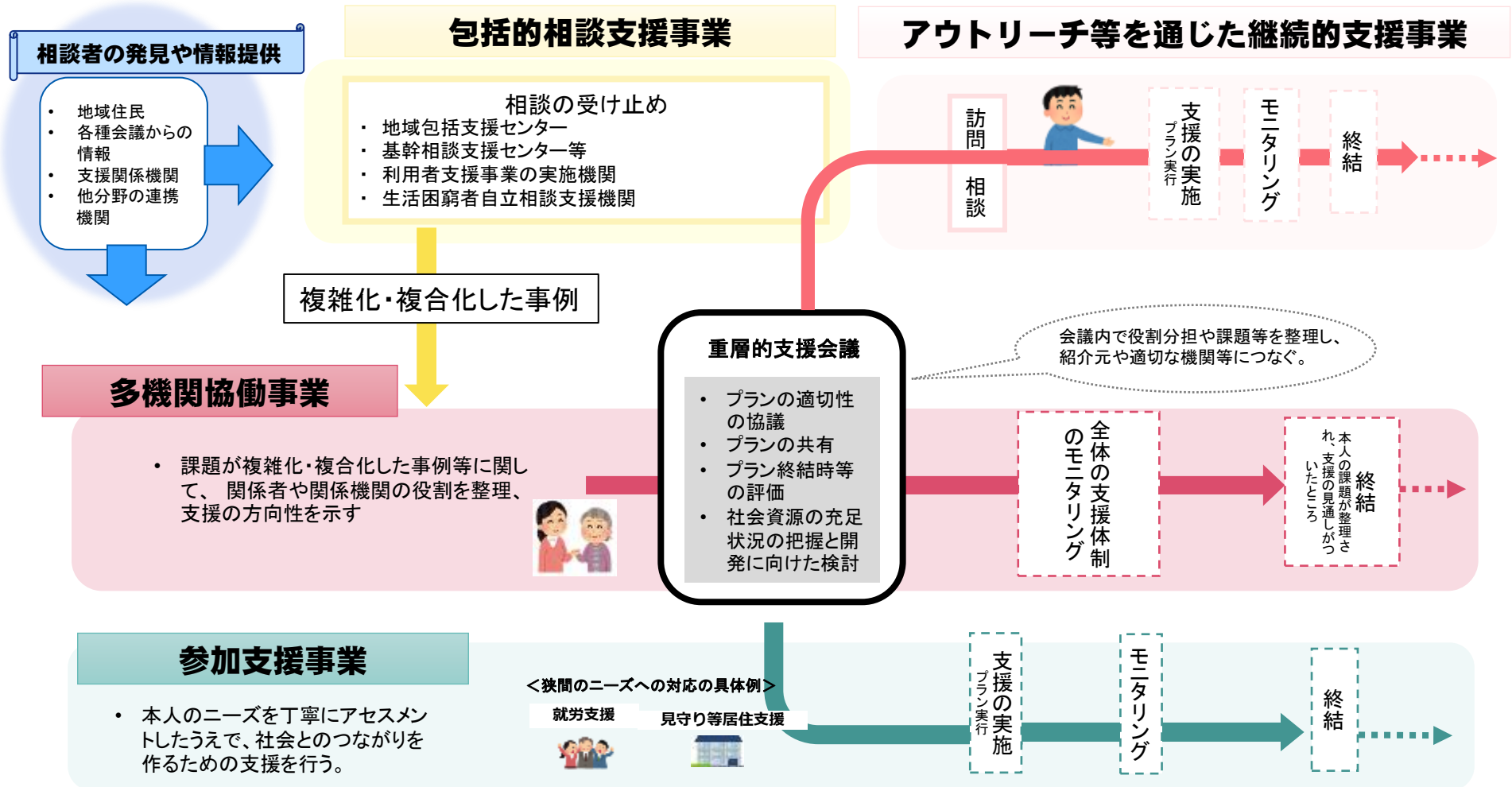
相談支援・地域づくり事業の一体的実施

- 各支援機関・拠点が、属性を超えた支援を円滑に行うことを可能とするため、国の財政支援に関し、**高齢、障害、子ども、生活困窮の各制度の関連事業について、一体的な執行を行う。**



重層的支援体制整備事業の支援フロー(イメージ)

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的相談支援事業において包括的に相談を受け止める。
- 包括的相談支援事業が受け止めた相談のうち、単独の支援関係機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例は多機関協働事業につなぐ。
- 多機関協働事業は、各支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定めたプランを作成し重層的支援会議に諮る。
- 重層的支援会議を通じて、関係機関間で支援の方向性にかかる合意形成を図りながら、支援に向けた円滑なネットワークをつくることを目指す。
- また、必要に応じてアウトリーチ等を通じた継続的支援事業や参加支援事業につないでいく。



※ 重層的支援会議で検討した結果、包括的相談支援事業が引き続き主担当として支援すべき案件であるとなった場合には、包括的相談支援事業に戻すこともある。
 ※ アウトレーチ等事業は支援の性質上、多機関協働事業が関わる前から支援を開始することもある。

重層的支援体制整備事業 (社会福祉法第106条の4)

令和6年度当初予算案

【包括的相談支援事業】	374億円	(213億円)	※ ()内は前年度当初予算額
【地域づくり事業】	116億円	(82億円)	※ ()内は前年度当初予算額
【多機関協働事業等】	53億円	(27億円)	※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するためには、市町村が、創意工夫をもって、属性を問わない包括的な支援体制を構築することが必要。
- 社会福祉法に基づき、令和3年度から重層的支援体制整備事業を実施し、相談・地域づくり関連事業等に係る交付金を一括化。**実施市町村の増加を見込みつつ (R6は346市町村で実施する予定)**、各市町村で包括的な支援体制の構築を進める。

2 事業の概要 (以下の全ての取組を実施)

包括的相談支援事業

- 介護、障害、子ども・子育て、生活困窮の各法に基づく相談支援事業を一体的に行うことにより、対象者の属性を問わず、包括的に相談を受け止める。

介護	地域包括支援センターの運営	子ども	利用者支援事業
障害	障害者相談支援事業	困窮	自立相談支援事業

地域づくり事業

- 介護、障害、子ども・子育て、生活困窮の各法に基づく地域づくり事業を一体的に行うことにより、地域住民が地域社会に参加する機会を確保するための支援、地域生活課題の発生防止又は解決にかかる体制の整備等を行う。

介護	一般介護予防事業及び生活支援体制整備事業	子ども	地域子育て支援拠点事業
障害	地域活動支援センター事業	困窮	生活困窮者支援等のための地域づくり事業

多機関協働事業等

- 単独の相談支援機関では対応が難しい者へのアセスメントや支援プラン作成、重層的支援会議の開催による関係機関の役割分担・支援の方向性の共有等を行う。(多機関協働事業)
- 制度の狭間にいる者、支援が届いていない者、関係機関等からの情報をもとに把握した者等への継続的な訪問支援等を行う。(アウトリーチ等を通じた継続的支援事業)
- 社会とのつながりが希薄化している者に対し、本人のニーズを踏まえた社会資源とのマッチングや支援メニューの開拓等を行う。(参加支援事業)

3 実施主体等

実施主体

市町村

負担割合

- ・多機関協働事業等について、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4
- ・包括的相談支援事業及び地域づくり事業については、各法に基づく補助率・負担額を維持

実施市町村数

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度(予定)
42	134	189	346